

第 5 回

熊本県議会

経済常任委員会会議記録

平成20年 2 月 26 日

開 会 中

場 所 第 4 委 員 会 室

平成20年2月26日（火曜日）

午前10時1分開議

午後0時9分休憩

午後1時10分開議

午後2時55分閉会

本日の会議に付した事件

議案第1号 平成19年度熊本県一般会計補正予算(第10号)

議案第3号 平成19年度熊本県中小企業振興資金特別会計補正予算(第1号)

議案第15号 平成19年度熊本県高度技術研究開発基盤整備事業等特別会計補正予算(第3号)

議案第19号 平成19年度熊本県電気事業会計補正予算(第2号)

議案第20号 平成19年度熊本県工業用水道事業会計補正予算(第2号)

議案第21号 平成19年度熊本県有料駐車場事業会計補正予算(第2号)

議案第23号 平成20年度熊本県一般会計予算

議案第25号 平成20年度熊本県中小企業振興資金特別会計予算

議案第31号 平成20年度熊本県臨海工業用地造成事業特別会計予算のうち

議案第38号 平成20年度熊本県高度技術研究開発基盤整備事業等特別会計予算

議案第42号 平成20年度熊本県電気事業会計予算

議案第43号 平成20年度熊本県工業用水道事業会計予算

議案第44号 平成20年度熊本県有料駐車場事業会計予算

議案第62号 熊本県職業能力開発審議会条例の一部を改正する条例の制定について

議案第63号 熊本県立職業能力開発校条例

の一部を改正する条例の制定について
議案第64号 熊本県立技術短期大学校条例の一部を改正する条例の制定について
議案第85号 指定管理者の指定について

閉会中の継続審査事件について

報告事項

①商工観光労働部における平成20年度の行財政改革の取り組みについて

②上海物産展・商談会実施報告

③原油価格高騰に係る金融支援について

④新・観光パートナーシップアクションプラン(仮称)について

⑤熊本県物産振興戦略について

⑥企業局における平成20年度の行財政改革の取り組みについて

出席委員(8人)

委員長 松田三郎

副委員長 池田和貴

委員 鬼海洋一

委員 馬場成志

委員 城下広作

委員 田代国広

委員 濱田大造

委員 山口ゆたか

欠席委員(なし)

委員外議員(なし)

説明のため出席した者

商工観光労働部

部長 島田万里

総括審議員兼次長 渡邊昇治

次長 中川芳昭

商工政策課長 宮尾尚

産業支援課長 前田正夫

経営金融課長 藤好清隆

企業立地課長 小野上典明

観光物産総室長 守 田 眞 一
観光物産総室副総室長 松 岡 岩 夫
労働雇用総室長 井 手 義 隆
労働雇用総室副総室長 松 永 康 生
労働雇用政策監
兼産業人材育成室長 辻 本 英 子
企業局
総括審議員兼次長 平 野 芳 久
総務経営課長 中 園 幹 也
工務課長 山 下 真 治
労働委員会事務局
局 長 井 公 男
審査調整課長 佐 伯 康 範

事務局職員出席者

議事課課長補佐 中 村 時 英
政務調査課主幹 堀 田 政 一

午前10時1分開議

○松田三郎委員長 皆さんおはようございます。

ただいまから第5回経済常任委員会を開会いたします。

まず、本日の委員会に3名の傍聴の申し出がありましたので、これを認めることといたしました。

本委員会に付託された議案を議題とし、これについて審査を行います。

議事次第のとおり、初めに、平成19年度補正予算について執行部からの説明を求めた後、質疑、採決を行い、次に、平成20年度当初予算及びその他の議案について執行部からの説明を求めた後、質疑、採決を行いたいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○松田三郎委員長 御異議なしと認めます。よって、それに従い進めてまいりたいと思っております。

それではまず、議案について、商工観光労働部、企業局、労働委員会の順で説明を受け

ます。

初めに、島田部長から総括説明をお願いします。

御説明は、一度立っていただいて、その後着席のままで結構でございます。

○島田商工観光労働部長 着席して説明させていただきます。

今回、商工観光労働部が御提案いたしております案件は、補正予算関係3議案、当初予算関係4議案及び条例等関係4議案でございます。

まず、平成19年度補正予算案について御説明をいたします。

本補正予算案では、企業立地促進費補助や制度融資における県信用保証協会の代位弁済発生に伴う損失補償について、それぞれ9億9,000万円余と2億3,447万円余の増額補正をお願いしております。また、観光施設整備資金融資の見込み減に伴う1億6,490万円余の減額のほか、経費節減、職員給与の補正など、補正予算全体としては5億6,290万円余の減額補正をお願いしております。

これら補正額と現計予算額を加えた当部関係平成19年度予算は、337億2,634万円余となります。

次に、平成20年度当初予算についてでございますが、3月に知事選挙が実施されますことから、今回は、人件費等の義務的経費、継続的な事業実施に要する経費及び知事選後に補正予算が編成されるまでに予算執行が必要な経費を中心とした骨格予算となっており、一般会計263億7,385万円余、特別会計42億1,276万円余、総額で305億8,662万円余となっております。

ここで、予算の内容について説明いたします前に、県内の景気・雇用情勢について御説明申し上げます。

日本銀行熊本支店が1月末に発表した金融経済概観によりますと「緩やかな回復を続け

ているが、企業収益、景況感の改善に足踏みが見られる」と、一時期よりもやや後退した表現となっております。

特に、県内企業の大部分を占める中小企業にとりましては、企業間の競争激化や素原材料価格の高騰などにより、依然として厳しい経営環境が続いております。

また、雇用面では、全体としては緩やかな改善を続けているものの、県全体の有効求人倍率はここ数カ月低下し、また、全国と比較して厳しい状況が続くなどの課題を抱えております。

こうした中であって、商工観光労働部としましては、平成20年度、次の3つの基本的方向性のもと、産業の振興や雇用対策に取り組むこととしております。

初めに、熊本県中小企業振興基本条例の趣旨を踏まえ、意欲ある中小企業を支援する取り組みをより一層推進したいと考えております。

また、景気、雇用の回復基調を確実なものとし、県経済の発展につなげるとともに、将来の税財源の涵養を図るため、ものづくり、セミコンダクタ、バイオの3つのフォレスト構想と、自動車関連産業、ソーラー産業、情報サービス産業の3つの戦略の着実な推進や企業誘致、産業人材の育成等に取り組むこととしております。

さらに、3年後に迫った九州新幹線鹿児島ルートの新線開業を踏まえた観光の振興にも引き続き取り組みたいと思っております。

以下、予算の主な内容について、分野ごとに御説明申し上げます。

まず、商業につきましては、まちづくり3法の改正を踏まえた市町村の取り組みや、商店街の魅力づくりなど中心市街地等の活性化を支援してまいります。

工業につきましては、3つのフォレスト構想と3つの戦略を推進するため、産学行政連携の一層の推進や企業の新分野進出、研究開

発の支援、産業人材の育成等に取り組むこととしております。

あわせて、中小企業の技術支援体制の充実を図るため、産業技術センター本館等整備を着実に推進するとともに、戦略的な企業誘致や、誘致企業との連携等による地場企業への波及効果の拡大、制度融資による中小企業への円滑な資金提供等に努めてまいります。

次に、観光については、KANSAI戦略との連携を図りながら、本県のPR等に取り組むとともに、東アジアを中心とした外国からの観光客を呼び込むための施策を推進してまいります。

最後に、雇用対策につきましては、県内における厳しい雇用状況に対応するため、雇用機会の拡大を初め、若年者、障害者、高齢者等の就業支援に引き続き取り組んでまいります。

以上の予算案のほか、条例等議案として、熊本県職業能力開発審議会条例の一部を改正する条例の制定や指定管理者の指定等について御提案をいたしております。

また、本日は、このほか、商工観光労働部における平成20年度の行財政改革の取り組みについてほか4件について御報告させていただくことといたしております。

詳細につきましては、担当課長が説明いたしますので、よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

○松田三郎委員長 次に、商工観光労働部各課長の説明を受けます。

まず、宮尾商工政策課長。

○宮尾商工政策課長 商工政策課長でございます。よろしく願いいたします。

経済委員会説明資料(平成19年度2月補正予算)をお願いいたします。

めくっていただきまして、1ページ目が2月補正予算の総括表でございます。ただいま

部長から説明したとおりでございます。

説明資料の2ページ目をお願いいたします。

商工政策課関係でございますが、まず、商業総務費の職員給与で377万円余の減となっておりますが、職員給与費につきましては、予算編成時の職員数で次年度の当初予算額を算定いたします関係で、4月の定期異動等によりまして、予算と実際の給与費に違いが生じます。当課で申し上げます、昨年2月の職員数は34名でありましたが、4月の異動で1名減となり、残りの職員も異動が生じております。このため、毎年2月議会で、現在の職員給与費で算定した額に補正をお願いするものでございます。

以下、補正予算の職員給与費につきましては、各課同様でございますので、各課からの説明は省略させていただきます。よろしくお願いいたします。

次に、商業指導費の542万円余の減額についてでございますが、1元気な商業づくり総合支援事業につきましては、主に補助対象事業費の減額に伴う減でございます。2商工政策リサーチ事業、3商工業企画調整費につきましては、いずれも部及び課の調整事務費でございますが、経費節減としております。経費節減としておりますのは、大変厳しい財政状況の中、予算の執行段階におきましても、事業の実施方法等について検討を行い、予算の効率的、効果的な執行に取り組むことにより、経費の圧縮を図ったことによる減額でございます。

以下、経費節減に伴う減となっておりますのは各課同様の内容でございますので、よろしくお願い申し上げます。

次に、貿易振興費の81万円余の減額につきましては、ただいま御説明いたしました経費節減に伴う減でございます。

3ページをお願いいたします。

中小企業振興費のうち、まず、中小企業団

体等補助金の63万円余の減額につきましてでございますが、組織化事業費補助として、熊本県中小企業団体中央会に対して補助を行っております。この補助対象事業費の減額に伴う減でございます。

次に、中小企業振興指導事業費の1億30万円余の減額についてでございますが、小規模事業対策事務費につきましては経費節減でございますが、サービス産業振興事業につきましては、1億円余の減額は、本年度支出を予定しておりました立地促進補助金が4月以降の支出となったために減額を行うものでございます。具体的には、ソフトバンクに対する補助金でございます。

次の小規模事業対策費補助の3,860万円余の減額でございますが、これは、商工会、商工会議所、商工会連合会に対する補助で、職員数等の減によりまして、補助対象事業費に減額が生じたものでございます。

次に、大阪事務所費の841万円余の減額につきましては、職員給与費の補正減と管理運営費の経費節減に伴う減額でございます。

4ページをお願いいたします。

福岡事務所費の管理運営費12万円余の減額につきましては、管理運営費は経費節減に伴う減でございます。2の市町村派遣職員人件費負担金は、市町村から受け入れております派遣職員の昇給に伴い、市町村への負担金の増額をお願いするものでございます。

最後の工鉦業振興費の工業振興費の20万円余の減額につきましては、産業展示場施設管理事業の経費節減に伴う減でございます。

以上、商工政策課、1億5,830万円余の減額補正でございます。よろしく申し上げます。

○前田産業支援課長 産業支援課の前田でございます。恐れ入りますが、座らせていただきます。

資料の5ページをお願いいたします。

まず、農産加工研究指導費になりますが、96万5,000円の減額をお願いしております。これは、昨年4月1日、工業技術センター食品加工研究所及び計量検定所が再編統合し、新たに産業技術センターとしてスタートいたしました。それまでの食品加工研究所の業務を継続して行っております農産加工部に係る経費で、経費節減に伴う減額でございます。

次に、中小企業振興費の中小企業振興指導事業費になりますが、68万7,000円の増額をお願いしております。これは、県中小企業支援センター事業に係るもので、派遣職員の人件費の増によるものでございます。

次に、6ページをお願いいたします。

工鉦業振興費の工業振興費でございますが、1,245万7,000円の減額をお願いしております。

まず、右側の説明欄の1番に記載があります産業技術センター本館等整備事業につきましては、設計委託料の入札残等に伴う減でございます。

2番目のものづくりフォレスト・自動車関連産業推進事業につきましては、補助金の交付決定減に伴います減額でございます。

次の鉦業振興費でございますが、28万円の減額をお願いしております。これは右側の説明欄の3つの事業が対象になりますが、いずれも経費節減に伴う減額でございます。

7ページをお願いいたします。

計量検定費になります。

まず、管理運営費ですが、これは、再編統合した計量検定所の業務を継続して行っております計量検定部の管理運営等に要する経費で、33万2,000円の減額をお願いしております。これは経費節減に伴う減額でございます。

次は、産業技術センター費になります。

まず、産業技術センター費の管理運営費でございますが、108万4,000円の減額をお願いしております。これは3つの事業が対象になりますが、いずれも経費節減に伴う減額でござ

います。

次の8ページをお願いいたします。

次に、試験研究費の1,102万円の減額でございます。

1番のバイオ・食品研究開発事業につきましては、文部科学省の公募事業に応募しておりましたが不採択になったこと及び経費節減に伴う減額でございます。

2番のものづくり研究開発事業につきましては、同じく国の公募事業の一部不採択、内示減及び経費節減に伴う減額でございます。

続きまして、技術指導事業費でございますが、379万5,000円の減額をお願いしております。これは、右側の説明欄の1番、3番及び4番の事業につきましては、経費節減に伴う減額でございます。

2番の中核企業技術高度化支援事業につきましては、今年度予定した備品の購入を平成20年度に延期したことに伴う減額でございます。

次に、9ページをお願いいたします。

新事業創出促進費の129万円の増額でございます。新事業創出促進費129万円の内訳としましては、新事業創出促進費で65万6,000円の減額及び10ページの国庫支出金返納金で194万6,000円の増額でございます。

まず、新事業創出促進費は、右側の説明欄の1番の新事業創出促進費、2番のセミコンフォレスト・ソーラー関連産業推進事業及び3番の産学行政連携推進強化事業につきましては、経費節減及び事業費の減に伴う減額でございます。

次に、4番に記載されております創業・新分野進出推進助成事業、5番のテクノポリスセンター費及び10ページの6番の地域プラットフォーム活動支援事業でございますが、派遣職員の人件費の増あるいは減によるものでございます。

続きまして、10ページをお願いいたします。

右側の説明欄の7番に記載されております

市町村派遣職員人件費負担金につきましては、市町村からの派遣職員に係る人件費の負担金に伴う増額でございます。

次に、国庫支出金返納金の194万6,000円の増額でございます。これにつきましては、平成14年度、16年度、17年度の中小企業経営資源強化対策費補助金の一部取り消しに伴う返納金の増額でございます。

続きまして、11ページをお願いいたします。

債務負担行為の設定をお願いしております。

ここに計上しております4件は、いずれもアドバイザーやコーディネーター等の人材を年度当初から配置するための業務委託に關しまして債務負担行為の設定をお願いするものでございます。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○藤好経営金融課長 経営金融課でございます。よろしくをお願いいたします。

資料は、12ページからになります。

まず、中小企業振興費の金融対策費でございますが、2億8,982万円余の増額をお願いしております。

内容は、右の説明欄に記載しておりますが、主なものにつきまして説明をさせていただきます。

まず、説明欄3の中小企業金融総合支援事業1,873万円余でございますが、これは、制度融資に係ります保証料補助の額が当初予測を上回る見込みであるために、保証料補助を増額するものでございます。

次に、5番目の制度融資損失補償2億3,447万円余でございますが、これは、制度融資で、信用保証協会が代位弁済を行った場合にその一部を県が補てんするものでございまして、例年この2月補正で今年度の実績をもとに計上させていただいているものでございます。

次に、13ページの右の説明欄の6——続きでございますが、6の中小企業無担保クイック融資損失補償4,315万円余でございますが、これは平成16年度から18年度にかけまして実施しましたファイト資金に係るものでございまして、先ほどの5の制度融資損失補償と同様に、保証協会の代位弁済の一部を県が補てんするものでございます。

次に、災害金融対策費でございますが、280万円の減額をお願いしております。これは、右の説明欄にありますように、平成11年の台風18号災害復興資金に係るものでございまして、貸付残高の減に伴い減額するものでございます。

次に、中小企業指導費の診断指導事業費でございますが、258万円の減額をお願いしております。これは、右の説明欄にありますように、事業量の見直しや経費節減等に伴い減額するものでございます。

次に、14ページをお願いいたします。

中小企業振興資金特別会計繰出金でございます。962万円余の増額をお願いしております。これは、特別会計におきます高度化資金貸付金の貸し付け事務費の一部等を一般会計から繰り出すものでございますが、原資となります運用利息の確定に伴い増額するものでございます。

以上、一般会計で2億6,226万円余の増額補正をお願いしております。

続きまして、15ページをお願いいたします。

中小企業振興資金特別会計でございます。

まず、中小企業振興資金助成費の設備貸与資金貸付金でございますが、1億円の減額をお願いしております。この貸付金は、県がテクノ産業財団に資金を貸し付けまして、財団で小規模事業者への設備貸与事業を行っているものでございまして、貸し付け実績の減に伴い減額するものでございます。

次に、元金でございますが、8億2,896万円余の減額をお願いしております。これは、

貸付先から返済されます高度化資金の償還金のうち、中小企業基盤整備機構からの借りに相当する分を同整備機構に償還するものでございまして、繰上償還等は、当初見込みより少なかったために減額を行うものでございます。

次に、16ページをお願いいたします。

利子でございますが、571万円の減額をお願いしております。これも、先ほどの元金と同様に、中小企業基盤整備機構に償還するもので、償還額の減に伴い減額するものでございます。

その次の一般会計繰出金でございますが、3億4,116万円余の減額をお願いしております。これは、高度化資金の償還金のうち、県の負担分に相当する分を一般会計に返済、繰り出しするものでございまして、償還額の減に伴い減額するものでございます。

以上、特別会計で12億7,839万円余の減額補正をお願いしております。また、一般会計と合わせまして、10億1,612万円余の減額補正となります。

御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○小野上企業立地課長 企業立地課でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

説明資料の17ページをお願いいたします。

まず、企業誘致促進対策事業費の9億8,995万円余の増額についてでございます。

説明欄をごらんいただきたいと思いますと思いますが、1番目の企業誘致事業でございますが、経費節減に伴います額が56万4,000円ほどでございます。そのほか、現在東京事務所と大阪事務所にそれぞれ1名ずつ市町村の職員を研修生として企業誘致専任の職員を配置しておりますが、本年度からその職員の活動旅費を当該市町村が負担するということになりましたために、その負担金、財源のその他に上げておりますが、75万円を財源といたしまして、歳出予算75万円を増額するということで、差

し引き18万6,000円を増額補正するものでございます。

次に、2番目の企業立地促進費補助の9億9,017万円の増額についてでございます。

企業立地促進補助金につきましては、立地協定の日から数えて5年の間に補助申請をしていただくというふうなシステムになっておりますが、毎年補助申請見込みで予算を組み立てるところですが、昨年の申請予定の企業が今年度に申請がずれ込んだりとか等々の理由によりまして、件数、金額がともにふえたということで補正するものでございます。

3番目の総合保養地域民生活導入促進事業の40万円の減並びに次の欄の外資系企業立地促進事業費の110万円の減額は、経費節減に伴う減でございます。

18ページをお願いいたします。

高度技術研究開発基盤整備事業等特別会計でございます。

1,069万7,000円の減額補正をお願いしております。これは工業団地施設整備事業費の減額補正でございます。起債借り入れの減額によるものでございます。

次に、19ページをお願いいたします。

繰越明許費でございますが、現在益城町で造成中の臨空テクノ工業団地につきましては、本年10月ごろの完成を目途に工事を進めているところでございますが、当初の用地買収のおくれ等から、本年度、予定工事の一部の予算執行が困難になりました。そのために、執行済みの事務経費の一部を除きまして、翌年度に繰り越しをお願いするものでございます。

以上、よろしく御審議いただきますようお願いいたします。

○守田観光物産総室長 観光物産総室でございます。よろしくをお願いいたします。

20ページをお願いいたします。

観光費のうち、観光客誘致対策事業の506

万6,000円の増額でございますが、これは、右の説明欄中1の熊本県観光連盟補助につきましては、観光連盟に派遣しております職員の人件費の見込み額が確定したことに伴う増額でございます。

2の国際観光振興促進事業及び3の観光アクションプラン推進事業につきましては、経費節減に伴う減額でございます。

4の管理運営費につきましては、市町村からの派遣職員に係る人件費の負担増に伴う増額でございます。

次に、観光費のうち、観光基本計画促進費の1億6,541万1,000円の減額についてでございますが、説明欄1の観光基本計画調査費につきましては経費節減に伴う減額でございます。2の観光施設整備資金融資につきましては、観光旅館、ホテル等の新築や増改築に要する経費につきまして、金融機関の協調を得て、長期かつ低利の資金融資を行う事業でございますが、残債分の繰上償還や借りかえ及び新規融資申し込みが当初見込みより減額したことに伴う預託金の減額でございます。

次に、観光費のうち、観光施設整備事業費の50万円の減額についてでございますが、これは経費節減に伴う減額でございます。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○井手労働雇用総室長 労働雇用総室でございます。座って説明をさせていただきます。

資料の21ページをお願いいたします。

まず、労政総務費でございますが、931万8,000円の減額補正をお願いしております。これは、人事異動に伴います職員給与費及び事業費の減額並びに財源更正でございます。

職員給与費の減額につきましては省略をさせていただきます。説明欄1の労働行政推進費、2の県民キャリア形成支援事業、3の仕事と家庭の両立支援事業につきましては、それぞれ経費節減、業務委託の入札残、それから国庫補助の内示増に伴います財源更正で

ございます。

次の労働調査費につきましては、これも同じく国庫補助の内示増に伴います財源更正でございます。

22ページをお願いいたします。

労働教育費で35万5,000円の減額補正をお願いしておりますが、これは、説明欄1の中小企業労務管理改善指導事業における国庫補助の内示減並びに2の労使関係安定促進事業で実施しております労働相談員の研修事業費に係る経費の節減とそれから国庫補助金の内示減に伴う減でございます。

次に、職業訓練総務費でございますが、1,091万7,000円の減額補正をお願いしております。

下段の方の認定訓練事業費でございますが、右の説明欄に記載しておりますように、認定訓練事業において経費節減及び訓練生の減少等によりまして、事業の実績が減少しましたことに伴います補助金の減額を行うものでございます。

次に、23ページでございます。

職業能力開発校費でございますが、8,618万5,000円の減額補正をお願いしております。

まず、中ほどの職業能力開発校運営費でございますが、これは高等技術訓練校の寮の賄い業務に係る業務委託の入札残に伴う減額でございます。

次に、下段の職業能力開発事業費でございますが、説明欄1の訓練手当でございます。これは、訓練手当の支給対象者が当初の見込みを下回ったことに伴いまして、補助金の減額を行うものでございます。

2の職業訓練事業費は、高等技術訓練校指導員の研修事業費の減少に伴う減額でございます。

3の新若年者職業訓練事業につきましては、国庫委託金の内示減及び訓練受講者が当初見込みを下回ったことに伴う減額でございます。

24ページをお願いいたします。

備考欄4の障害者能力開発事業は、訓練受講者が当初見込みを下回ったことによる減額、そして5の総合雇用対策に係る離職者訓練事業及び6の母子家庭の母等の職業的自立促進事業につきましては、全額国庫の委託事業でございますが、国庫委託金の内示減による減額でございます。7の委託訓練事業につきましては、自動車教習委託事業の受講者が見込みを下回ったことに伴います減額でございます。

次に、下段の施設等整備費でございますが、これは、高等技術訓練校の教育機器の購入の入札残を減額するものでございます。

続きまして、25ページでございますが、技術短期大学校費でございます。1,852万7,000円の減額補正をお願いしております。

下段の技短の運営費でございますけれども、説明欄1の技短の管理運営費は、経費の節減と清掃、機器保守点検、こういう業務委託に係ります入札残を減額するものでございます。

2の技術短期大学校教育対策事業は、教育機器の購入等に係ります入札残を減額するものでございます。

26ページをお願いいたします。

失業対策総務費で3,109万2,000円の減額補正をお願いしております。

まず、雇用対策費でございますが、説明欄1の適正採用選考推進事業は、経費節減に伴います減額でございます。

2のシルバー人材センター事業は、市町村が行います補助対象事業費の減少に伴う減額でございます。

3の障害者雇用コーディネート事業、4の若者自立支援事業につきましては、事業の一部が国のモデル事業に採択されたことに伴います事業費の一部が不用となったために減額するものでございます。

5の中高年早期再就職支援事業は、業務委

託に係る入札残を減額するものでございます。

6の地域雇用対策推進事業は、経費節減に伴います減額でございます。

7の就業バックアップ事業及び、28ページになりますが、8のしごと相談・支援センター運営費は、経費節減、そして技術講習会の業務委託に係ります入札残に伴う減額でございます。

次に、27ページ下段の中高年齢失業者等雇用促進費につきましては、説明欄にあります職場適応訓練事業におきまして、障害者等の就職困難者の委託訓練において受講者が当初の見込みを下回ったために、事業費を減額するものでございます。

以上、補正予算につきましては、労働雇用総室全体で1億5,639万4,000円の減額をお願いしております。

引き続きまして、28ページをお願いいたします。

債務負担行為の設定でございます。

御説明いたします。

まず、1番目のしごと相談・支援センター関係の業務でございますが、これは、平成20年度、しごと相談・支援センターにおきまして、求職者のためのキャリアカウンセリングあるいは技術講習会等を実施しているところでありますが、これらの際に、子供の一時預かりを業務委託により行う予定をしております。4月からの実施に当たりまして、この契約締結を本年度内の3月までに行う必要があるため、債務負担行為の設定をお願いするものでございます。

次に、2の障害者就業・生活支援センターの運営業務でございますが、20年度当初予算に計上しております障害者の就業と生活を一体的に支援する就業・生活支援センター事業におきまして、センターの運営を業務委託で行うこととしておりますが、同じく4月からの実施に当たり、この契約締結を本年度内に

行う必要があるため、債務負担行為の設定を行うものでございます。

以上でございます。御審議のほどをよろしくお願いいたします。

○松田三郎委員長 次に、企業局の平野総括審議員から総括説明をお願いします。

○平野企業局総括審議員 企業局の平野でございます。よろしくお願いいたします。

今回、企業局から提案しております電気事業会計、工業用水道事業会計及び有料駐車場事業会計の平成19年度補正予算案並びに平成20年度当初予算案の内容を御説明申し上げます前に、各事業の最近の経営概況について御説明を申し上げます。

まず、電気事業ですが、水力発電につきましては、集中豪雨があった7月を除き降雨量が平年より少なかったことや工事に伴う発電停止もあり、19年度の供給電力量は目標に達せず、料金収入は予定を2から3%程度下回る見込みであります。

また、風力発電につきましては、故障等による発電停止は少なくなっておりますが、風況に恵まれず、19年度の供給電力量は計画の70%程度となる見込みであります。

現在、九州電力と20年から21年度の電力料金について料金改定交渉を行っておりますが、九州電力は、市場競争力のある価格の実現を目指し、徹底した経営効率化を進めており、今回の料金改定でも料金単価がさらに引き下げられ、事業収益が減少することが見込まれます。そのため、今後、一層の経費節減を行うなど、経営改善に努めてまいります。

なお、荒瀬ダム撤去関係につきましては、本年度、ダム撤去に関する詳細な検討を行っており、まとめ次第具体的なダム撤去計画を策定し、来年度からは、河川法に基づく河川管理者との協議、関係団体との調整及び地元への事業説明等を行うこととしておりま

す。その後、22年度から予定しているダム撤去につきましては、下流への影響、環境等に配慮しながら、6年程度かけて、丁寧かつ着実に撤去を進めてまいりたいと考えております。

次に、工業用水道事業ですが、多量の未利用水を抱えておりました有明工業用水道事業につきましては、18年度に未利用水の一部を荒尾市と大牟田市の上水道として転用したことから、一定の経営改善は見られますが、依然として未利用水を抱えており、引き続き厳しい経営状況にあります。今後県北地区に自動車関連企業の立地が見込まれることから、地元や関係部局と連携し、工水需要の拡大に努めてまいりたいと考えております。

最後に、有料駐車場事業ですが、昭和55年の開業以来、黒字を維持しながら安定した経営に努めているところでございます。今後とも、利用台数の増加に向け、引き続き利用者サービスの向上を図ってまいりたいと考えております。

それでは、今回提案しております議案のうち、平成19年度補正予算案の概要について御説明を申し上げます。

補正の内容は、電気事業会計につきましては、財団法人くまもと緑の財団の解散に伴う出資金の損失計上及び同財団の残余財産の一部が企業局へ寄附されることに伴う特別利益の計上などをお願いしております。また、工業用水道事業会計につきましては、企業債償還金の増額補正をお願いしております。

さらに、3事業共通事項といたしまして、人事異動等に伴う職員給与費の減額や、年度当初から執行が必要な施設設備の保守点検業務の委託契約等に係る債務負担行為の設定をお願いいたしております。

次に、平成20年度当初予算案の概要について御説明を申し上げます。

電気事業会計につきましては、藤本発電所以下8つの水力発電所及び風力発電所の合計

9 発電所で、21億7,500万円余の事業収益及び2,200万円余の利益を見込んでおります。

工業用水道事業会計につきましては、有明、八代及び苓北の3工業用水道で8億6,000万円余の事業収益を見込んでおります。収支はやや改善しておりますが、2億4,200万円余の損失となる見込みであります。

有料駐車場事業会計につきましては、熊本市安政町及び新屋敷の2カ所の駐車場で、1億3,300万円余の事業収益及び6,100万円余の利益を見込んでおります。

また、電気事業関係業務として、荒瀬ダムの水質自動観測装置のリースに係る債務負担行為の設定をお願いしております。

以上の予算関係議案のほか、企業局における平成20年度の行財政改革の取り組みについて御報告をさせていただくことにいたしております。

詳細につきましては、総務経営課長から御説明いたしますので、よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

○中園総務経営課長 総務経営課でございます。座らせて説明させていただきます。

説明資料の29ページをお願いいたします。

補正予算の総括表でございます。

企業局で経営しております3事業について、事業経営による収益とそれに対応する費用を収益的収支として、また、事業経営に必要な建設改良や企業債等元金償還等の費用とそのための収入を資本的収支としてまとめたものでございます。

今回、電気事業会計の収益的収支の増額、収入、支出の増額、工業用水及び有料駐車場事業会計の収益的支出の減額並びに工業用水道事業会計の資本的支出の増額について補正をお願いしております。

内容につきましては、各事業会計ごとに御説明をいたします。

30ページをお願いいたします。

まず、電気事業会計でございます。

収益的収入の特別利益について1億円の増額補正をお願いしておりますが、これは、財団法人くまもと緑の財団の解散による残余財産処分に伴い、企業局分として1億円が寄附される予定となりましたために、特別利益として計上するものでございます。

収益的支出の営業費用について850万円余の減額補正をお願いしておりますが、これは職員の異動等に伴う給与の減額及び退職給与引当金の引き当てを行うものでございます。

また、特別損失につきましては、先ほどの財団法人くまもと緑の財団に対し企業局から平成17年度に出資金を1億円支出していましたが、財団の解散に伴い、会計処理として損失計上を行うものでございます。

この結果、損益は、補正前の3,800万円余の黒字から4,600万円余の黒字となります。

31ページをお願いします。

債務負担行為の設定でございます。

内容は、荒瀬ダム水質調査業務委託、あるいは発電所の集中監視制御システムの保守点検業務委託等、それぞれ記載のとおりお願いをしております。

次に、32ページをお願いします。

工業用水道事業会計でございます。

収益的支出の営業費用について110万円余の増額補正をお願いしておりますが、これは職員の異動等に伴う職員給与費の増額でございます。

また、予備費について145万円余の増額補正をお願いしておりますが、これは有明工水の職員給与費の増額に対応するものでございます。

この結果、収益的支出は34万4,000円の減となり、損失は、補正前の2億8,700万円余の赤字から2億8,600万円余の赤字となります。

同じ表の下の方でございますけれども、資本的支出の企業債償還金について14万8,000

円の増額補正をお願いしておりますが、企業債の定期償還を行うための増額補正でございます。

33ページをお願いします。

債務負担行為の設定でございます。

内容は、日報作成・遠方監視制御装置保守点検の委託等、それぞれ記載のとおりお願いをしております。

34ページをお願いします。

有料駐車場事業会計でございます。

収益的支出の営業費用について31万4,000円の減額補正をお願いしておりますが、これは職員給与の減額でございます。

この結果、損益は、4,330万円余の黒字となります。

35ページをお願いします。

債務負担行為の設定でございます。

内容は、消防設備の保守点検等の委託でございます。記載のとおり、それぞれお願いをしております。

企業局は以上でございます。よろしく願いいたします。

○松田三郎委員長 次に、労働委員会、お願いします。

○井労働委員会事務局長 労働委員会事務局です。よろしくお願いいたします。

今回、労働委員会事務局から御提案しております平成19年度補正予算の内容の御説明の前に、平成19年の労働委員会の活動状況を申し上げます。

労働組合法に基づく不当労働行為の申し立てが1件、労働関係調整法に基づくあっせん申請が4件及び個別労働関係紛争のあっせんに関する規則に基づくあっせん申請が12件の合わせて17件の申し立て申請があり、うち16件の事件が終結し、1件の事件を平成20年に繰り越しております。

次に、熊本県行財政改革方針に基づく取り

組みであります。労働委員会事務局におきましては、平成20年度においても、引き続き、職員研修を実施するなど、職員の意識改革の徹底に取り組むこととしております。

次に、今回御提案しております平成19年度補正予算について御説明申し上げます。

資料の37ページをお願いいたします。

事務局費であります。人件費の確定に伴う増額及び経費節減に伴う減額でございます。

以上、補正後の労働委員会の予算総額は1億3,616万1,000円となります。

なお、平成20年度当初予算については、後ほど課長が御説明をいたします。

審議のほどよろしく願い申し上げます。

○松田三郎委員長 以上で執行部の説明が終わりましたので、質疑を受けたいと思います。

質疑はございませんか。――まずは補正に関してです。

○鬼海洋一委員 これは経営金融課の方にお尋ねしたいと思いますが、代位弁済の一部負担、今この補正をされた内容を御説明いただきましたが、これはもう、今の中小企業の倒産状況を含めまして、県下の中小企業の経営の状況を反映する一つの数字ではないかというふうに思っています。中小企業だけじゃないですね、商店含めてですね。その意味で、これらに対する、特に貸し出しをするときの指導といいますか、あるいは内容の点検といいますか、こういうものと、それから県下の中小企業、商店を含めた状況の特徴的な課題について、課題というか、現状についてのこの状況を踏まえながら、御説明いただくことがあれば教えていただきたいと思います。

○藤好経営金融課長 ただいまの経済情勢を踏まえた貸し出し状況等も含めたところでございますけれども、当課といたしましては、

いろいろな経済情勢厳しい中におきましてそういった資金需要を円滑に行いますように、金融機関等に対してもお願いをしておるところでございます。

保証協会等につきましても、18年度から、いろいろ保証料も段階的に行われましたし、また第三者保証人あたりもつけるということも撤廃をいたしましたし、そういう意味での融資環境というのは、よりさらに整われてきたかなということはあるかと思っております。

ただ、冒頭申し上げましたように、厳しい経済環境の中で、今非常に原油高騰等もございますので、そういう中で円滑な資金運用ができますように、そこら辺のところはいろいろとお願いをしているというところではございます。

○鬼海洋一委員 問題は、こういう制度融資、資金運用等については、我々もできるだけ円滑に借りやすいようにという一方で、そういう主張をしながらお願いするわけですが、しかし結果として、そういう融資そのものが経営に対して有効な手段だったのかどうかということについては時々はやっぱり分析をしながらやらないと、ここに今回も補正してありますように相当代位弁済金額というのはふえていっているんですよ。これは農業もそうですけれども。だから、見えない部分の金融の動きといいますか、あるいは経営に対するさまざまな支援策、こういうものが、今私がちょっと質問いたしましたのは、状況としてどうなのかなということも含めて、時には一定程度の分析、検討をいただくようなことを実はお願いをしておきたいというふうに思っている。その辺はいかがでしょうか。

○藤好経営金融課長 例年、制度融資利用者に対しますいろんなアンケート調査をやっております。今お話がありましたように、その

中で、資金需要者のいろいろな要望でございますとか、どういう需要が新たにあるのか、そういったことも考え合わせながら、また、新たな制度融資の、どういったところに力を入れていくべきか等々は検討していくようにいたしております。これはもう継続して行っていきたいと思っております。

○鬼海洋一委員 ぜひ、できれば単年度単年度ぐらいでも、1年間の特徴的な状況について分析をいただき、そしてまた、妥当だったのかどうかというようなことについてもぜひ精査をしていただいて、私どもにもその内容等に対する状況をお知らせいただければというふうに思っておりますので、その点もこの際お願いしておきたいと思っております。

○松田三郎委員長 はい、わかりました。ほかにございませんか。

○池田和貴副委員長 済みません。13ページ、経営金融課にお尋ねしたいと思います。

中小企業無担保クイック融資損失補償、くまもとファイト資金についての損失補償なんですが、これは融資金額に対しての事故率がどれくらいだったのか、そして、これはその他のいわゆる資金供給に比べて事故率はどうなのか、その辺わかったら教えていただけますでしょうか。

○藤好経営金融課長 失礼しました。済みません。個別にちょっと事故率、ファイト資金、個別の事故率までちょっと計算をしておりますので、申しわけございませんけれども。

○池田和貴副委員長 じゃあ、済みません、これは後で教えていただけますでしょうか。

○藤好経営金融課長 わかりました。

○池田和貴副委員長 件数ベースと金額ベースの事故率ですね。いわゆる損失補償になったということは、当然返ってこない金額があるわけです。これは融資制度の場合には必ずこれは発生をすることだと思います。そこは審査の過程の問題もあるかと思いますが、以前このくまもとファイト資金があったときに窓口が金融機関になっていた関係で、優良顧客の資金については金融機関は自分のロープー資金を出すけれども、非常に経営環境が厳しいような企業に対してはこの県の制度融資を入れているという話は、実はうわさとしてあったわけですね。特にくまもとファイト資金は、これは、無担保、第三者保証人なしで、なるべく早く資金が出るということで非常に肝いりでつくった資金ではありましたが、そういったものがきちんと我々が思っているような使い方がされていたのかどうかという、その検証というのは実は必要じゃないかというふうに思っているところでございます。

ですから、当初予定された資金の事故率が予想以上に高いということであれば——ほかの資金と比べてですよ。あれば、その辺をやっぱり疑わざるを得ないのかなというところがございますので、その辺はぜひ経営金融課の方で精査をしていただければというふうに思います。

以上でございます。

○松田三郎委員長 後ほどきちっと今の要望のデータ出しといてください。

ほかにございませんか。

○田代国広委員 3ページのサービス産業振興事業、先ほどソフトバンクとか何とかおっしゃったようでございますけれども、これについてももう少し具体的に説明をお願いしたいんですが。

○宮尾商工政策課長 商工政策課でございま

す。

ソフトバンクにつきましては、一昨年12月に調印いたしまして、昨年の4月から事業を、開業届といいますが、届を出しております。こちらの方が19年度に1億円の補助金を交付するという事で予定しておったものが、4月の開業ということになりましたんですから、開業後1年後に交付するという事で、20年度の予算に送られたという事でございます。

ちょっと説明不足しまして失礼いたしました。

○田代国広委員 それと、16ページの先ほど鬼海先生の質疑と関連するわけでして、先ほどの鬼海先生の質疑の中で、答弁でおおむね大体理解ができたんですけども、16ページのトータル——最終的な振興特別会計のうち12億7,839万1,000円の減額補正、これはどのように総括されておるのか、ちょっと聞きたいと思います。

○松田三郎委員長 特会の方ですか。16ページ。

○田代国広委員 16ページ。

○藤好経営金融課長 中小企業振興資金特別会計の方でございまして、この特会で大きなのは15ページの元金の8億2,800万円ほどということですが、これは高度化資金、中小企業者が組合等組織なしで工業団地なしは共同店舗とかします。そのときに貸し付けるのが高度化資金でございまして、その毎年の償還がございまして、その高度化資金は中小企業基盤整備機構と県の分、県の負担分と合わせまして組合等に貸し付けるわけなんです。貸付先から償還があった場合は、中小企業基盤整備機構と県の方に返却になります。その整備機構の方に戻す分が、この元金

とか一般会計繰出金とかになってくるわけなんです。その見積もりの中で、毎年の償還の中に繰上償還、こういったものも当初見込んでおりました。ただ、それが当初の繰上償還見込みよりも実際はそれが少なかったということがございまして、そういったものを減額させていただくということでございます。それが主な大きな理由になっております。

○田代国広委員 私が聞きたかったのは、そういった数字でなくて、鬼海先生のお話聞く中で、いわゆる中小企業の状況、現状といたしますか、そういったものがこの数字の中に、減額の中にあらわれているような感じがしたんです。したがって、この12億7,839万1,000円という減額補正は、喜んでいいのか心配すべき数字なのかということを実は聞きたいんです。

○藤好経営金融課長 繰上償還の見込みの減ということでございますので、この数字がいいのか悪いのかということについては、ちょっと何とも言いづらいところがございますけれども。

○田代国広委員 現下の中小企業関係の業績と申しますか、業界の状況、これについては余り心配する必要はないというふうに受けとめていいわけですか、この減額補正は。

○藤好経営金融課長 確かに繰上償還の見込み減と、それと条件変更とかが一部あっております。そういう意味からしますと、非常に経済情勢厳しゅうございますので、毎年度の償還の中で、今年度の分についても一部猶予してほしいというふうな要望等もございまして、そういうふうなものもございまして、そういう意味からしますと、ちょっと状況的には厳しい状況にはございます。ただ、そういった中におきまして、いろんな巡回指導、診断

あたりも回っておりますので、そういったことは留意しながら取り組んでいるというところでございます。

○濱田大造委員 電力、風力に関してちょっと質問なんですが、黒字になっているというふうはこの予算書を見ればわかるんですが、九州電力が、電力というのはすごい安く買うわけですね、日本の場合は。欧米のヨーロッパ、特にヨーロッパでは、法律ですごい高い値段で買ってくると、風力発電にしろ水力にしろ。ですから、方向性としては、環境を重視していかなければならなくて、県としても、ただ九州電力と交渉して安い値段で買ったたかると、それを変えていかなければ絶対にいい方向には進まないと思います。

県として、国に——自民党さんなりに訴えていく方向性、そういうのは……(発言する者あり)民主党もですね、頑張るんですが、やはり政権与党が法律なり何なりで引っ張っていかなくてはいかぬと思うんですが、そういう法律を何か地方からでも発信していくような取り組みをしないのかなと思うんですが。

○中園総務経営課長 企業局の総務経営課でございます。

現在の通常の九州電力への電力の販売につきましては、大体今8円80銭でございます。車帰にあります風力発電につきましては10円70銭ということで、若干2円程度高うございますけれども、まだ確かにヨーロッパあたりと比べると日本は安いということで、それはもう国の政策待ちのところがありますので、確かに、今委員がおっしゃいましたように、今県からのそういった申し入れと申しますか、政策の申し入れをするときにそういったことは可能でありますけれども、現在のところはそれについてはまだ考えておりません。

○松田三郎委員長 いいですか。——どうぞ。

○池田和貴副委員長 済みません。関連して、今の問題なんですけれども、まさに私も濱田先生がおっしゃられたことをお伺いしようかというふうに思っておりました。特に京都議定書の拘束期間に入っております。2012年には1990年のマイナス6%というのを達成しなければいけません。そういったことを考えると、やはり今までの産業目標だけではなくて、自然エネルギーや再生エネルギーをきちんとエネルギー政策の中に位置づけていくということが重要なんだろうと、これは皆さん思っていると思うんですが、しかし、この辺は、法律でとか規則でないと決められないというふうなところが実はあるんだと思います。

ただ、その中で太陽光発電については、一般家庭23円で売るところを23円で買い上げるというふうな、そういった制度になっているわけです。ある意味それと同じような考え方で、こういった水力発電とか風力発電、こういったものもそういった範疇の中に踏み込んでいけないかということ、例えばその地方の現場の方から意見書なり何なりとして上げていくということではできないかというふうに思っております。

例えば、今荒瀬ダムの撤去の話が出ておりますが、これも、収益的には今の金額で九州電力が買い上げてくることによってという前提のもとに、機械の更新費用がそれだと高くなっていくということで撤去を決めたわけですが、ここの状況が変わってくると、荒瀬ダムの撤去という問題にも大きな実は影響をしてくるんじゃないかと思うんですね。

この間、COP3、バリ・ロードマップでポスト京都議定書についても話し合いがなされておりますように、この辺については今後やっぱり大きく変わってくる分野じゃないかと思っておりますので、ぜひ、企業局の皆さん方だけではなくて、県庁としてそういった考え方

をまとめることもしていく必要があるんじゃないかというふうに思っておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

○鬼海洋一委員 関連して。私も電力立場を擁護するわけでは決してありませんけれども、現状をちょっと御理解いただくためにお話をしていかなきゃならぬと思っておりますが、今お話しのとおり、政策料金としてのそういう期待感というのは、特に現状の国そのものの課題の中で、今、池田委員からもお話あったように、高まっているということは事実ですよ。

ですから、それは今後の政策料金を電力の経営の中でどういうぐあいに吸収していくかという意味では、極めて高い政治レベルの判断と、そしてまたその動きによるんじゃないかというふうに思っています。

ただ現状は、一方で、すぐ政策料金を求められながら、電力の自由化というものが一方であるわけでありまして、特にこの県庁すら九州電力が供給できないという状況のもとで、例えば、今お話がありました企業局の発電電力にしたって一般の自由競争の電力から購買で、電力料金からすると高い価格で九州電力が買い取っている、特に風力等についてもさらに高い料金で買い取らざるを得ないような、そういう法的な規制の中で経営が行われているわけでありまして、その辺の個別企業の経営との関連というものが現状の日本の中におけるその状況としてあるという中でどうするかという議論をしていかないと、一方で行うその要求というのが経営的に矛盾を来すという状況もありますので、ぜひそういう意味でクールに現状を御理解いただきながら議論をいただくということが大事じゃないかというふうに思っている。決して電力擁護することではありませんが、平等に判断いただくという意味で御説明をいたしました。

○松田三郎委員長 ほかにございませんか。

済みません、私もちょっと。17ページ、小野上課長に、ちょっと今見過ごしておりましたので、大変恐縮ですが、一番下の外資系企業立地促進事業費、減額の理由もこれを見てわかりますが、簡単に結構です。事業の中身と、今まで、どれぐらい前からの事業かわかりませんが、実績みたいなものがあればちょっとお聞かせいただきたいと思います。

○小野上企業立地課長 企業誘致の際は、国内企業のみならず外資系の企業につきましても、グローバルな視点で地域経済に活性化を提供するということから、かなり以前から外資系企業誘致というのもターゲットにしております。

1つは、外資系企業を誘致することによって、今までなかったような分野の業種への波及効果というのもあるということから取り組んでいるわけですが、政策といたしまして、いろいろなイベント等を通じまして、外資系企業にアタックしながら、そこの接触を図るというのが1つございます。

それともう一つは、アメリカのスタンフォード大学の方に職員を1名派遣しておりますが、これは平成14年度から派遣をしているんですが、そのスタンフォード大学のいわゆるビジティング・フェローという、研究員という形で籍を置きながら、スタンフォード大学が持ちますいろいろな人的なネットワークでありますとか、情報でありますとか、そういうのを収集しながら、かつアメリカの外資系企業に個別訪問をするというふうなところも実際活動しておりますして、実績といたしまして、そういうのが積み重なって、結果、県内にも外資系企業の、例えば半導体の検査工程の大手でありますテラダインでありますとか、それから、一番新しいところでは、アメリカのペンシルベニア州に本社がありますグ

リーンツイランドカンパニーというところが、これも半導体関連の材料をつくるメーカーでございますけれども、アジアのエンジニアリングセンターというふうな位置づけでセミコンテクノパークに立地をしております。

まだ数的には7～8件ぐらいなんですけど、外資系企業をターゲットにして誘致を行うことのメリットというのは、いろんなところに国内企業の誘致にも波及効果があるんじゃないかなというふうに自覚をしております。

○松田三郎委員長 済みませんでした。

ほかには。——よございますかね。

なければ、これで質疑を終了します。

ただいまから、本委員会に付託されました議案第1号、第3号、第15号及び第19号から第21号までについて、一括して採決したいと思いますが、御異議ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○松田三郎委員長 御異議なしと認め、一括して採決いたします。

議案第1号外5件について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○松田三郎委員長 御異議なしと認めます。よって、議案第1号外5件は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、平成20年度当初予算及びその他の議案について、関係課長から順次説明をお願いいたします。

○宮尾商工政策課長 それでは、商工政策課でございます。

委員会説明資料の平成20年度当初予算及び条例等関係という資料をお願いいたします。

まず、資料の1ページでございます。

資料の1ページは、当初予算の総括表でございます。一般会計及び特別会計の合計で35億8,662万円余を計上しておるところでございます。

続きまして、2ページをお願いいたします。

まず、商業総務費の職員給与費3億997万円余でございます。

こちらの方は、先ほど御説明しましたとおり、現在の職員給与で計上しているものでございます。各課同様でございますので、この後の職員給与費につきましては省略させていただきます。

次に、商業指導費の5,450万円余についてでございますが、右側の説明欄の1番から3番までの商工業企画調整費から中小企業振興調整費までは、商工観光労働部あるいは商工政策課の施策に関する調査検討などに要する事務経費でございます。

4番の商業活動調整指導費につきましては、大規模小売店舗立地法の指導・監督業務等に要する経費でございます。

5番の中心市街地活性化支援事業につきましては、商工会議所等が実施しますソフト事業に対する支援の経費でございます。

3ページをお願いいたします。

説明欄の6番、商店街パワーアップ支援事業は、商店街等に対する人材育成やアドバイザー派遣等の支援に要する経費でございます。

7番のがんばる商店街総合支援事業につきましては、商店街が行うモデル的な取り組みなどを支援する経費でございます。

次に、貿易振興費の3,392万円余でございますが、説明欄の1番と2番は、本県の貿易振興を図るための貿易実態調査や貿易実務研修会等の実施及びジェトロ熊本貿易情報センターの運営費の負担金等でございます。

3番の中小企業海外チャレンジ支援事業につきましては、県内の中小企業の活動支援のためのビジネスアドバイザーを上海、シンガポールに設置する経費、九州貿易振興協議会の負担金等、県内中小企業の海外への販路拡大の推進に要する経費でございます。

4ページをお願いいたします。

4ページ、中小企業振興費でございますが、中小企業団体等補助金1億6,039万円余でございます。

説明欄の1番、組織化指導費補助は、中小企業の組織化及び中小企業組合の育成のため、熊本県中小企業団体中央会が行う事業に対する補助、2番の商店街振興組合指導事業費補助は、商店街振興組合連合会が行います商店街の活性化を図るための指導、調査、研修事業等に対する補助事業でございます。

一番下の説明欄、運輸事業振興助成費2億8,115万円余につきましては、トラック事業者、バス事業者を構成員とします公益法人が行います輸送サービスの改善と充実を図るための事業に対する補助等でございます。

5ページをお願いいたします。

中小企業振興指導事業費2,341万円余でございますが、説明欄の1番と2番は、小規模事業者や協同組合などに対する指導の事務経費でございます。

3番の中小企業調停審議会費は、大企業と中小企業の紛争の調整を行うため審議会が必要となった場合に備えての経費でございます。

4番のサービス産業振興事業費は、本県の拠点性向上と中心市街地の活性化のため、サービス産業に係る県内企業の育成と県外企業の誘致の推進に要する経費及び産学官連携により健康サービス産業の振興を図るための経費でございます。

中小企業振興指導事業費の比較増減で、昨年に比べて1億3,173万円余の減となっておりますが、これは、先ほど説明いたしました誘致補助金を肉づけ予算で計上するというところでございます。

一番下段の小規模事業者対策事業費で24億4,379万円余の予算をお願いしております。

これは、小規模事業者の経営指導、それから技術の改善、発展を図るため、県下75の商工会、9つの商工会議所及び県商工会連合会

の商工団体が行う指導業務に対する補助で、人件費や経営指導、人材育成などの各種事業に対して補助するものでございます。

6 ページは、大阪事務所費、それから福岡事務所費でございまして、いずれも運営経費等でございます。

一番下段の工鉦業振興費678万円余は、グランメッセ熊本の施設設備の修繕に要する経費でございます。

以上、商工政策課合計で34億1,814万円余をお願いいたしております。よろしく願いいたします。

○前田産業支援課長 産業支援課でございませぬ。

資料の7 ページをお願いいたします。

まず、農業総務費の農産加工研究指導費でございまして、右側の説明欄に記載があります1 番から4 番までの事業で2,274万円余の予算をお願いしております。

1 番は、農産加工部の運営管理費等に要する経費でございませぬ。

2 番の研修指導事業ですが、これは、売れる商品づくりを目指し、農業者等の加工技術の向上及び食品産業等農業者の連携を図る食料産業クラスター形成支援に要する経費でございませぬ。

3 番の農産加工研究開発事業につきましては、県内食品産業における県産農産物等地域資源の活用促進のための研究開発等に要する経費でございませぬ。

4 番の依頼試験費につきましては、農産加工組織や農業団体、食品製造業者等からの依頼を受け、食品素材及び製品等の成分や物性等の分析、試験等に要する経費でございませぬ。

次に、8 ページをお願いいたします。

中小企業振興費の中小企業振興指導事業費でございませぬが、これは、くまもとテクノ産業財団が行います県中小企業支援センターの事業に対する補助でございませぬ。

この事業は、創業予定者や経営革新を目指す中小企業者に対して、専門家によるコンサルティングなどによりまして、新事業創出、新分野進出の支援を行うものでございませぬ。

続きまして、工鉦業振興費の工業振興費でございませぬが、8 ページから9 ページにかけて、右側の説明欄に記載があります1 番から4 番までの事業で1 億8,199万円余の予算をお願いしております。

主な事業について御説明を申し上げます。

まず、2 番の産業技術センター本館等整備事業でございませぬ。

これは産業技術センターの施設整備に伴う設計委託費でございませぬ。19年度から設計に着手しており、平成20年度は実施設計を行うこととしております。

また、3 番の企業人材育成事業につきましては、県内企業の経営基盤を強化するための研修会等に要する経費でございませぬ。

次に、9 ページをお願いいたします。

4 番目になりますが、これは、本県工業の振興戦略、ものづくりフォレスト構想の推進及び自動車関連産業振興に要する経費としてお願いをしているものでございませぬ。

内訳としましては、熊本大学で開発されました次世代マグネシウム合金をもとに実施する基盤技術開発の共同研究の研究開発産業拠点の形成を目指すものでございませぬ。自動車関連産業の推進につきましては、地場企業の参入や取引の拡大を促進するものでございませぬ。

次は、鉦業振興費でございませぬ。

右側の説明欄に記載があります6 つの事業が対象になりますが、いずれも砂利採取法や採石法に基づく指導監督や環境保全、災害防止のための指導等に要する経費でございませぬ。

次に、10 ページをお願いいたします。

計量検定費でございませぬ。

まず、管理運営費でございませぬが、計量検

定部の管理運営等に要する経費でございます。

次に、検定検査事業費でございますが、タクシーメーターやガソリンスタンドの燃料油メーターなど、計量法に基づく特定計量器等の検定、検査及び適正計量の普及指導及び取り締まりに要する経費でございます。

次に、施設整備費でございますが、これは、タクシーメーターやガソリンスタンドの燃料油メーターなど、特定計量器等を検定、検査するための検定等機器の整備に要する経費でございます。

次は、産業技術センター費でございます。

まず、10ページと11ページの管理運営費でございますが、説明欄に記載があります運営管理費などの3つの事業で、庁舎管理、企画調整事業及び職員の研修に要する経費でございます。

次に、試験研究費でございますが、1番のバイオ・食品研究開発事業は、バイオ技術・食品製造技術の研究開発等に要する経費でございます。

2番のものづくり研究開発事業につきましては、地場企業の製品開発や技術力向上の支援を目的としました各種の研究開発等に要する経費でございます。

また、3番の新規外部資金活用事業でございますが、これは、地域産業の振興につながる試験研究を積極的に実施していく必要があることから、国や企業などの外部資金を活用した試験研究等に要する経費でございます。

次は、11ページと12ページに記載があります技術指導事業費でございますが、9事業で7,955万円余の予算をお願いしております。

まず、11ページの1番の産学官地域技術連携促進事業でございますが、新技術、新製品等の研究開発成果、実験・調査結果の発表、報告等の技術情報交流会の開催に要する経費でございます。

次に、12ページをお願いいたします。

2番の中核企業技術高度化支援事業でございますが、これは、県内企業の技術開発や技術の高度化を積極的に支援・指導していくためのコンピューターネットワークシステムのリース及び回線使用に要する経費でございます。

次に、3番の特許情報利用促進事業でございますが、企業が行う特許等知的所有権の検索や取引仲介支援、啓発事業の実施に要する経費でございます。

また、4番から8番までの一般支援事業でございますが、これは、産業技術センターの5つの研究部門での技術指導や研究活動を行うための経費並びに各種機器類の保守点検等に要する経費でございます。

それから、9番の一般支援事業につきましては、日本自転車振興会補助事業による試験研究機器の購入に要する経費でございます。

次に、13ページをお願いいたします。

新事業創出促進費になりますが、1億4,502万円余の予算をお願いしております。

13ページから15ページにかけまして、説明欄にありますような12の事業を掲げておりますが、主なものについて御説明を申し上げます。

まず、13ページの2番の新事業創出促進費は、先端技術普及広報等に要する経費でございます。

次に、3番の創業・新分野進出推進助成事業は、創業や企業の新分野進出を支援するための熊本県起業化支援センターに対する補助でございます。

次に、5番と14ページの6番の2つのフォレスト構想に係る推進事業でございます。

まず、5番のセミコンフォレスト・ソーラー関連産業推進事業でございますが、これは、くまもとセミコンダクタ・フォレスト構想の推進及びソーラー関連産業の振興を図るため、産学行政の推進組織である協議会が実施する事業への支援や、県内企業に産業技術ア

ドバイザーを派遣し、技術的な助言、指導を行うための経費等でございます。

次に、14ページをお願いいたします。

6番のバイオフォレスト形成推進事業につきましても、熊本バイオフォレスト構想の推進を図るための経費としてお願いをしているものでございます。

7番の産学行政連携推進強化事業でございますが、この事業は、新事業、新産業を創出するため、産業界のニーズと大学等の研究シーズを結びつけるコーディネーターの設置や、地域企業及び大学等の研究者による共同研究開発への支援及び大学等の研究成果を企業に技術移転をするための事業に要する経費でございます。

次の8番の大学連携型起業家支援事業は、中小企業基盤整備機構が整備しました大学連携型起業家育成施設に入居する企業等を支援するため、配置を予定しております支援人材等に要する経費でございます。

また、9番のテクノポリスセンター費は、高度技術の振興を図るためのくまもとテクノ産業財団に対する補助金等でございます。

次に、10番の地域プラットフォーム活動支援事業でございますが、これは、産業支援体制の中核的支援機関としてのくまもとテクノ産業財団が、地域企業に対して実施します研究開発、販路開拓への支援、コーディネート活動、ベンチャーマーケット開催事業等の各種事業の実施に対する補助でございます。

次に、15ページをお願いいたします。

11番になります。

インキュベーション施設整備運営事業ですが、これは、起業家支援を実施するため、財団法人くまもとテクノ産業財団が所有する施設において行うインキュベーション事業に要する経費でございます。

次の12番の市町村派遣職員人件費負担金でございますが、市町村からの派遣職員に係る人件費負担金でございます。

以上でございますが、産業支援課で総額12億6,722万9,000円の一般会計予算をお願いしております。よろしくをお願いいたします。

○藤好経営金融課長 経営金融課でございます。

資料は、16ページからでございます。

まず、中小企業振興費の金融対策費でございますが、188億3,255万円余を計上させていただいております。

内容は右の説明欄に記載しておりますが、主なものは、3の中小企業金融総合支援事業188億1,775万円余でございます。

これは制度融資で、金融機関に預託をします貸し付け原資——これが187億208万円余でございます、と利用者の保証料負担を軽減するための補助、保証料補助、これが1億1,496万円余でございますが、そういった内容でございます。

ちなみに、制度融資新規融資枠としては419億5,000万円となっております。その内訳としまして、事業実績が最も多い金融円滑化特別資金、これに221億円、それと昨年10月導入しました小規模事業者応援資金77億円、そういったことで確保しておりますし、また、創業者支援資金につきましても内容を充実させまして、これは平成19年度新規融資額の倍増となります13億円を確保しているというところでございます。

次に、16ページ、一番下の災害金融対策費でございますが、右の説明欄に記載しておりますように、平成11年の台風18号による災害に対します融資残高に係る所要額を計上しているものでございます。

続きまして、17ページをお願いいたします。

中小企業指導費の診断指導事業費でございますが、これは主に、右の説明欄の2にありますように、高度化事業におきます診断、指導等に要する経費でございます。

次に、中小企業振興資金特別会計繰出金で

ございますが、これは、特別会計におきます高度化資金貸し付けの貸し付け事務費の一部を一般会計から繰り出すものでございます。

以上、一般会計で190億961万円余をお願いしております。

次に、18ページをお願いいたします。

債務負担行為の設定でございます。

これは、先ほど説明いたしました制度融資の実施に伴いまして信用保証協会が代位弁済を行った場合に、その損失の一部を県が補てんするものでございます。新規融資枠に対しまして3億420万2,000円の限度内で行うというものでございます。

続きまして、19ページをお願いいたします。

中小企業振興資金特別会計でございます。

まず、中小企業振興資金助成費の高度化資金貸付金でございますが、平成20年度は、5組合に対しまして9億4,200万円余の貸し付けを予定しております。

次に、設備貸与資金貸付金2億円でございますが、これは、くまもとテクノ産業財団が実施しております小規模事業者向けの設備貸与事業に対する貸付金でございます。

次の事務費は、高度化資金等の貸し付け業務や債権管理、回収に要する経費でございます。

一番下の国庫支出金返納金でございますけれども、これは、小規模事業者向けの設備導入に係る資金につきましては、先ほど申しました、現在設備貸与資金で対応しておりますが、これと類似した資金がございましたが、今行っておりません。設備資金貸付金というのがございますが、これにつきまして、国からの借り入れ相当分を国へ返納するというものでございます。

続く20ページをお願いいたします。

元金15億4,117万円余と利子1億6,336万円余でございますけれども、これは、貸付先から返済されます高度化資金の償還金のうち、中小企業基盤整備機構からの借り入れに相当

する分を同整備機構にそれぞれ償還するものでございます。

その次の一般会計繰出金8億8,111万円余でございますが、これは、高度化資金の償還金のうち、県の負担分に相当する分等を一般会計に繰り出すものでございます。

以上、特別会計で38億7,379万円余をお願いしております。また、一般会計と合わせますと、総額228億8,341万円余となります。

続く21ページをお願いいたします。

中小企業振興資金特別会計の債務負担行為の設定でございます。

これは、先ほど説明いたしましたくまもとテクノ産業財団で実施しております設備貸与事業につきまして、未収債権の償還が必要となった場合に、1億8,000万円の限度内で県が損失を補てんするものでございます。

以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○小野上企業立地課長 企業立地課でございます。

22ページからでございます。

まず、企業誘致促進対策事業費についてでございますが、3億5,457万7,000円を計上させていただきます。

説明欄を見ていただきたいと思うんですが、1番目の企業誘致事業と2番目、戦略的企業誘致推進事業については、私ども企業立地課の企業誘致に係ります活動事務費でございます。

3番目の企業立地促進資金融資事業3億324万円余でございますが、これは、県内に工場を建設あるいは増設をしようとする企業に対しまして、投資促進のために資金を融資する制度でございますが、この融資制度につきましては、市中金利の低下によりまして利用が少なくなっているということから、平成14年度以降からの新規融資を行っておりません。したがって、既にこれまで融資した

分に係ります残債の経費というのを計上しているところでございます。

4番目の大型企業等立地推進事業1,014万円余でございますが、本県への立地を検討する企業が必要といたします土地に関する各種データ等の調査に要する経費というのを計上させていただいております。

次に、23ページをお願いいたします。

先ほど質問が出ておりましたが、外資系企業立地促進事業費についてでございます。1,203万6,000円を計上いたしております。

1番目の外資系企業立地促進事業費378万円余でございますが、これは外資系企業をターゲットにいたしました誘致活動に係ります事務経費でございます。

2番目、海外企業誘致ネットワーク拠点設置事業825万円余でございますが、先ほども答弁で申し上げましたとおり、平成14年度から、アメリカ・カリフォルニア州のシリコンバレーの中心になりますスタンフォード大学に職員を派遣しております。その職員が行います海外の先端企業の訪問でありますとか情報の収集、あるいは熊本県の立地環境に関します情報発信を行うなど、外資系企業の誘致活動に要する経費でございます。

以上、一般会計が総額5億4,574万1,000円を計上させていただいております。

次に、24ページをお願いいたします。

臨海工業用地造成事業特別会計でございますが、総額1,586万7,000円を計上いたしております。

説明欄でございますが、八代臨海工業用地管理事業と有明臨海工業用地管理事業につきましては、それぞれの団地におきます除草などの管理あるいは用地分譲の促進に要する経費でございます。

同じ説明欄の企業立地関連基盤整備費補助727万円余でございますが、企業立地に関連する基盤整備を行う市町村に対する補助金でございます。前年度はゼロになっております

が、平成20年度からは、一般会計の事業からこの特別会計の事業に区分替えして実施するというので、昨年度がゼロになっているところでございます。

平成20年度も、引き続き名石浜工業団地で長洲町が行います排水路の改良工事に対しまして補助をするものでございます。

次に、25ページをお願いいたします。

高度技術研究開発基盤整備事業等特別会計でございます。総額3億2,310万4,000円を計上いたしております。

25ページから26ページの中段までは、テクノ・リサーチパーク、城南工業団地及び白岩産業団地、セミコンテクノパークに係ります除草などの管理経費あるいは用地分譲の促進に要する経費でございますが、25ページの内陸工業用地基盤整備事業費のうち、城南工業団地管理事業が昨年と比べて増額になっております。これは、昨年7月の大雨の際に団地内のり面に一部崩壊の部分ができたということで、その分の災害復旧工事を行うということで、前年の予算額に比べて増額ということになっております。

次の工業団地整備事業費でございます。

2億6,479万円余でございますが――26ページでございます。平成17年度から取り組んでおります臨空テクノパーク、臨空テクノ工業団地の建設のための経費でございます。

平成20年度は、現在行っております造成工事後の確定測量調査に加えまして、第2空港線からの左折レーンの整備に係る工事並びに誘致ターゲット企業から要求が予想されるであろう諸調査、いろんな調査がございますけれども、それに係る経費を予定しているところでございます。

次に、27ページをお願いいたします。

元金と利子でございます。セミコンテクノパークの建設に係ります起債の償還に要する経費を計上させていただいております。

最後に、一般会計の繰出金を出しております

すが、951万円余でございます。

これは、城南工業団地と白岩産業団地の購入資金として一般会計から借りました貸付金の返還に伴うものでございます。

以上、企業立地課といたしましては、一般会計、特別会計合わせまして総額8億8,471万2,000円を計上いたしております。どうぞよろしくお願いいたします。

○守田観光物産総室長 観光物産総室でございます。

観光及び物産、伝統工芸振興に係る予算及び主な事業につきまして御説明いたします。

委員会資料の28ページをお願いいたします。

まず、商業総務費の物産振興費でございますが、県産品の振興につきましては、説明欄の1から3の事業により、社団法人熊本県物産振興協会と連携を図りながら、県産品の広報宣伝、販路開拓、物産展等の事業を実施しており、これらに要する補助金や負担金等の経費でございます。

次に、伝統工芸振興費でございますが、説明欄の1から3の事業は、熊本県伝統工芸館の管理運営等に要する経費でございます。

次に、29ページでございますが、説明欄の4は、国から指定を受けた伝統的工芸品の産地振興に要する経費、5が、国から伝統的工芸品の指定を受けるための前段としての諸般の調査を行うために要する経費でございます。

次に、30ページをお願いいたします。

観光客誘致対策費でございますが、説明欄1の観光アクションプラン推進事業は、新・観光パートナーシップアクションプラン、仮称でございますが、を具体化するための施策展開に要する基本的な経費のみを計上しております。20年度は、特に、九州新幹線鹿児島ルート開業準備キャンペーンとして、KANSAI戦略を念頭に置き、関西・中国地方及

び福岡からの観光客誘致に力を入れてまいります。

2の観光広報宣伝推進事業から次の31ページの7、各種協会等負担金までは、観光パンフレットの作成でございますとか、観光ホームページの管理及び特集記事の作成等に要する経費、修学旅行の誘致に要する経費、各種団体への負担金等でございます。

9の熊本県観光連盟補助でございますが、県と一体となって観光客誘致に取り組んでおります社団法人熊本県観光連盟に対する運営費等の補助でございます。

10のスポーツキャンプ招致事業は、本年1月から3月にかけて、Jリーグが2チーム、韓国から2チーム、中国から1チーム、計5チームのキャンプの招致ができました。20年度も、引き続きJリーグ等のスポーツキャンプの招致に取り組んでまいります。

次に、32ページをお願いいたします。

観光基本計画促進費でございますが、説明欄2の野外コンサート施設運営事業は、野外劇場アスペクタの管理運営に要する経費であり、19年度から指定管理者となりました特定非営利活動法人文化施設支援機構が、20年度も管理運営を行うこととなっております。

3の観光施設整備資金融資は、観光旅館、ホテル等の新築や増改築等に要する資金の融資につきまして金融機関へ預託を行うものであり、過去に融資した残債分にかかわる預託を金融機関へ行うものでございます。

次に、観光施設整備事業費でございますが、説明欄2の観光標識整備事業は、県内主要観光地への誘導のための観光標識の新規設置及び既設標識の補修にかかわる経費でございます。

以上、観光物産総室で、総額6億100万円余の一般会計予算をお願いしているところでございます。

引き続きまして、説明資料の50ページ、51ページをお願いいたします。

議案第85号指定管理者の指定についてでございます。

51ページの観光物産交流スクエア指定管理者候補者の選定についてで御説明を申し上げます。

観光物産交流スクエアは、平成17年4月から指定管理者制度を導入いたしまして、現在社団法人熊本県物産振興協会が指定管理者として施設の運営を行っておりますが、平成20年3月に指定管理期間が満了することから、今回、平成20年4月からの新たな指定管理者の選定を行いました。

まず、1の選定の経緯でございますが、募集要項配布期間を11月14日から12月12日までとし、募集に係る現地説明会を11月27日に実施いたしました。申請書の受け付け期間につきましては、11月29日から12月12日までとし、選定委員会を12月19日に開催したところでございます。

次に、2の審査結果等についてでございますが、申請者は、受付順に、株式会社パブリックビジネスジャパン及び社団法人熊本県物産振興協会の2団体でございました。審査結果につきましては、700点満点中508.4点を獲得いたしました社団法人熊本県物産振興協会を指定管理候補者として選定をいたしました。次点は427.2点でございました。

次に、審査に当たっての基本的な考え方でございますが、当該施設の設置目的に沿った効率的な施設使用策や、管理運営を行うための人的・財政的基盤、ノウハウの有無、収支計画の内容や実現可能性に重点を置いて審査をいたしました。

社団法人熊本県物産振興協会を選定した理由でございますが、安全、安心、地産地消、環境への配慮等を基本コンセプトとした施設運営など県民サービスの向上が期待できる点、季節ごとのイベント開催や市町村との連携した観光情報発信の取り組み、収支計画の内容及び実現可能性が他の団体よりすぐれて

いる点、また、これまでの運営実績やノウハウにより堅実なサービスの提供が期待できる点が評価されました。

なお、当該施設は、利用料金制を採用しているため、指定管理委託料はございません。

3の指定管理候補者選定委員会の構成につきましては、民間等委員4名、県職員3名の計7名で行ったところでございます。

以上、指定管理候補者の選定について御説明を申し上げます。よろしく願いをいたします。

以上でございます。

○井手労働雇用総室長 労働雇用総室でございます。

資料の33ページをお願いいたします。

まず、労政総務費の労政諸費でございます。右側の説明欄1番目に書いておりますキャリア教育応援団事業でございますが、これは、若者が望ましい勤労観、職業観、そして社会観を持って主体的に進路を決定する能力、態度を育てるために、教育界が行っておりますキャリア教育につきまして、産業界及び行政による支援、協力の充実を図るというものでありまして、就学前から学卒後までの各発達段階に応じた推進策等を検討するための推進会議の開催、あるいは産業界のニーズや地域の産業特性を生かしたインターンシッププログラムの開発に要する経費でございます。

2の労働行政推進費、3の県民キャリア形成支援事業、4の仕事と家庭の両立支援事業、これらはいずれも、水道町パレアの中に置いております。しごと相談・支援センターの労働相談、就労支援、そして労務管理の改善等に要する経費でございます。

次に、34ページをお願いいたします。

6に書いておりますシニア世代経験活用ネットワーク事業は、高齢者の意欲や能力に応じた多様な働き方の推進とあわせて、新規学卒者、それから団塊の世代も含めました

U・I・J ターン就職を促進する強化策といたしまして、昨年11月に開設いたしましたマッチングサイトの運営に要する経費でございます。

7 番目のワークライフバランス推進事業は、新規事業としておりますが、仕事と家庭の調和、つまりワークライフバランスを推進するために、県内中小企業者を対象とした啓発セミナーの開催に要する経費でございます。

次の労働調査費は、右側の説明欄にございますように、労働情勢や労使関係等の調査並びに熊本県版の労働白書であります「くまもとの労働」の発行に要する経費でございます。

次に、労働教育費の中の中小企業労働対策費でございますが、右側の説明欄1、2に掲げておりますとおり、勤労者の美術展の開催であるとか、あるいは勤労者に対する労働制度などの啓発のためのセミナー等に要する経費でございます。

35ページをお願いいたします。

労働福祉費でございますが、説明欄3の働く女性の環境づくり事業は、女性が働きやすい環境の整備を促進するために、啓発事業やキャリアアップ研修等の実施に要する経費でございます。

次の介護休業・育児休業推進事業費は、介護や育児休業期間中の生活の安定を図るために、生活費を低利で融資するための原資を労働金庫に貸し付けまして、介護や育児のための休業取得を支援するものであります。

次に、36ページをお願いいたします。

職業訓練総務費でございます。

中ほどにあります認定訓練事業費でございますが、これは、民間で職業訓練を行っております職業訓練法人等に対する運営費の補助及びその指導に要する経費でございます。

次に、技能向上対策費でございますが、説明欄1の技能検定事業費でございます。これは、技能についての国家検定制度であります

技能検定試験の業務を行う熊本県職業能力開発協会に対しまして補助を行うものでございます。

2の技能振興対策事業は、新規事業となっておりますが、1年置きに実施しております。技能の重要性や魅力を広くアピールするために、あるいは技能の継承を図るために行っております熊本県技能祭に対する補助でございます。

次の3、ものづくりチャレンジ事業でございますが、これは、若年者のものづくり離れ、あるいは製造部門における技能後継者の不足の解消を図るために、小中高校生を対象に、ものづくりチャレンジ教室、こういったものを実施いたしまして、ものづくり教育・学習の促進を図るものでございます。

次に、37ページをお願いいたします。

職業能力開発校費でございますが、職業能力開発校運営費は、高等技術訓練校の管理運営に要する経費でございます。

次の職業能力開発事業費でございますが、説明欄右側1の職業訓練事業費は、訓練校で実施しております実習訓練等に要する経費でございます。

2の委託訓練事業は、身体障害者等の就職困難者の職業訓練を民間訓練機関に委託をして実施するために要する経費でございます。

3の訓練手当は、ただいま申し上げました就職困難者に対する委託訓練期間中の雇用保険の被受給者を支援するための訓練手当でございます。

次に、38ページをお願いいたします。

5番目の新若年者就職支援事業でございますが、全額国庫負担の委託事業でございますが、若年者のフリーター化を防止して職場への定着を図るということのために、教育と企業実習を組み合わせた職業訓練や就職基礎能力の促成講座を実施しておりますが、その実施に要する経費でございます。

6番目の総合雇用対策に係る離職者訓練事

業も、同じように全額国庫の委託事業でございまして、国の総合雇用対策に基づき、離職者を対象として、民間教育訓練機関等に委託をして実施する職業訓練に要する経費でございまして。

7の母子家庭の母等の職業的自立促進事業も、先ほど申し上げました総合雇用対策に係る離職者訓練事業と全く同じでございまして、長期失業状態にある母子家庭の母等の就職できるような職業自立を促進するための訓練に要する経費でございまして。

次の8番目の障がい者職業能力開発事業は、障害者の雇用促進を図るために、職業訓練校において実施いたしております知的障害者を対象とした販売実務に関する職業訓練、そして身体障害者を対象として民間教育訓練機関を活用した委託訓練に要する経費でございまして。

39ページをお願いいたします。

技術短期大学校費でございまして、右側説明欄1の技術短期大学校管理運営費、2の教育対策費、3の学生対策費は、いずれも技短の管理運営費及び教育訓練を行うために要する経費でございまして。

4の技術・技能者育成事業は、地場企業、そしてまた、誘致企業、関連企業の求める人材育成を通じて本県のものづくり産業の活性化を図るために、技術講習会の実施に要する経費でございまして。

40ページをお願いいたします。

失業対策費のうち、雇用対策費でございまして、ここから42ページまでの説明欄1から13の事業に要する経費でございまして。

主な事業でございまして、まず、2のシルバー人材センター事業は、市町村シルバー人材センターへの補助を行う市町村に対する補助金でございまして。

3から5までは、障害者の雇用を促進するための事業でございまして、4の障がい者雇用応援団事業が、障害者雇用率未達成企業の

相談等への対応をするもの、5の熊本障害者雇用支援センター事業は、就職が特に困難な障害者の職業的自立を図るために行われる訓練等の事業に対し補助するものでございまして。

次に、6から41ページの8までが、若年者対策の事業でございまして。

まず、41ページ、7の若年者ワンストップセンター事業は、いわゆるジョブカフェくまもとの事業でございまして、若者しごとカウンセラーを配置し、若者に対して、職業相談、それからカウンセリング、こういったものを行う事業、あるいは県内各地に出向いて講話などを行います移動ジョブカフェ等の実施に要する経費でございまして。

8番目の若者自立支援事業は、いわゆるニート対策として行う事業でございまして。

9番目の人材確保対策事業は、Uターンアドバイザーの配置等に要する経費でございまして。

10番目の地域雇用対策推進員事業は、地域の雇用造成に対応した雇用施策を推進するために、県内9地域のハローワークに地域雇用対策推進員を配置しております。この9名の推進員が、それぞれ雇用の開発をしてもらっているというところでございまして。

次の11のしごと相談・支援センター運営費、それから、42ページになりますが、12の就業バックアップ事業は、パレアの中にありますしごと相談・支援センターで行います就業支援のための情報提供、あるいは技術講習会等を行う経費でございまして。

次の13の障害者就業・生活支援センター事業でございまして、これは、障害者の就業のために必要な事業所の開拓、それから職業訓練のあっせん及びこれに伴います生活面等の支援を行うものでございまして。

次に、中高年齢失業者等雇用促進費でございまして、説明欄に記載しておりますとおり、職場適応訓練事業がございまして。これは、障

害者などの就職困難者の就職を促進するために、訓練受託事業所、企業で実施いたします業務適応訓練に要する受託事業所、受託した企業への謝金と、それから訓練生への手当の支給に要する経費でございます。

以上、労働雇用総室で15億3,000万円余の予算をお願いしております。

当初予算については以上でございますが、続きまして、43ページをお願いいたします。

条例改定についてでございます。条例関係、私どものところから3件お願いをしております。

まず、議案第62号熊本県職業能力開発審議会条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

これにつきましては、次の44ページの条例案の概要により御説明をいたします。

これは、1の条例改正の趣旨に掲げておりますように、従来の職業能力開発審議会の所掌事務であります職業能力開発計画その他職業能力の開発に関する重要事項という新規事項に新たに労働者の福祉、雇用・就業の促進等を加え、さらに、名称を熊本県労働審議会に改めるものでございます。

その理由でございますが、職業能力開発審議会は、職業能力開発促進法第91条により都道府県の必置機関となっておりますが、この法律の改正により任意の設置というふうになったことに伴いまして、これを機会に、この審議会の見直しを行い、労働全般に関する事項について効果的かつ一体的な審議を行うこととするものでございます。

詳細につきましては、この44ページ下の方から45ページにかけて記載しております新旧対照表のとおりでございます。

次に、46ページをお願いいたします。

議案第63号熊本県立職業能力開発校条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

次の47ページに概要を記載しております

が、熊本高等技術訓練校の授業料を現在の11万5,200円から11万8,800円に改定させていただくものでございます。これは現在の県立高校の授業料と同額に改定するものでございます。

なお、経過措置といたしまして、平成20年度分につきましては11万7,600円、平成18年度から引き続き在籍しております訓練生につきましては、従来どおり無料となっております。したがって、11万8,800円の授業料が適用になりますのは平成21年度からになります。

次に、48ページをお願いいたします。

議案第64号熊本県立技術短期大学の条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

次の49ページに概要を記載しておりますが、これは、県立技術短期大学の授業料を現在の38万4,600円から39万円に、聴講料を現在の1単位当たり4,900円を5,000円に、それぞれ平成20年度から改定させていただくものでございます。

改定に当たりましては、これまで同様、雇用能力開発機構が持っております短期大学の授業料の改定に合わせまして、また、他県の短期大学の動向も勘案いたしまして、2年に1度改定を行っているものでございます。

この2件の授業料改定につきましては、熊本県行財政改革基本方針に基づく受益者負担の見直しによるものであります。

労働雇用総室関係は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○松田三郎委員長 次に、企業局・中園総務経営課長、お願いします。

○中園総務経営課長 総務経営課でございます。

企業局関係について御説明いたします。

説明資料の53ページをお願いします。

当初予算総括表でございます。

企業局の3つの事業会計について、収益的収支及び資本的収支を総括表としてまとめたものでございます。

予算の編成に当たりましては、厳しい経営環境を踏まえ、平成18年2月に策定しました第2期の企業局経営基本計画に沿って、できる限りの収益確保、費用抑制に努めました。

まず、収益的収支の損益の欄をごらんください。

電気事業会計及び有料駐車場事業会計では黒字を計上しておりますが、工業用水道事業会計では赤字が発生しております。特に有明工業用水道事業において、前年度よりも改善しているとはいえ、2億3,900万円余の赤字となっております。

次に、資本的収支の差引の欄をごらんください。

3事業とも赤字を計上しておりますが、これは建設改良費や企業債及び他会計貸付金の償還金によるものでございまして、各事業の内部留保資金等で補てんすることとしております。

以下、各事業会計ごとの内容でございますが、54ページをお願いします。

電気事業会計の収益的収支でございます。

収入は21億7,500万円余で、大半が電力料金収入でございます。支出は21億5,200万円余で、職員給与費、発電所等の維持運営に要する経費、減価償却費、支払い利息、荒瀬ダム撤去に伴う設計委託費等でございます。

損益としましては、対前年度1,700万円余の減となり、2,290万円余の黒字を見込んでおります。

55ページをお願いします。

電気事業会計の資本的支出でございます。

1の建設改良費でございますが、主な工事は、緑川第二発電所の所内変電設備及び屋外変電設備の取りかえ、市房第二発電所水車調

速機の改良でございます。

2の企業債償還金は、公営企業金融公庫等の償還金、3の他会計への繰出金は、工業用水道事業会計への貸付金でございます。

合計、対前年度4,490万円余の減となり、6億9,400万円余を計上しております。

56ページをお願いします。

電気事業会計の債務負担行為の設定でございます。

内容は、荒瀬ダムの撤去に関連しまして、5年間の水質自動観測装置のリースでございます。

57ページをお願いします。

工業用水道事業会計の収益的収支でございます。

収入は8億6,000万円余で、内訳は、有明、八代、苓北の各工業用水道の給水収益、施設を共有している福岡県等からの受託管理収益及び一般会計からの補助金等でございます。支出は11億200万円余で、職員給与費、工業用水道の維持運営に要する経費、減価償却費、支払い利息等でございます。

損益としましては、有明工水の上水転用効果により収支は改善しておりますが、2億4,200万円余の赤字となっております。

58ページをお願いします。

工業用水道事業会計の資本的支出でございます。

1の建設改良費でございますが、主な工事は、有明工水の電力ケーブル等布設、八代工水の浄水濁度計及び苓北工水の送水ポンプ取りかえでございます。

2の企業債償還金は、公営企業金融公庫等の償還金、3の長期借入金償還金は、一般会計及び電気事業会計への償還金でございます。

支出合計としましては、対前年度8,900万円余減の11億6,400万円余を計上しております。

59ページをお願いします。

有料駐車場事業会計でございます。

まず、上の表の収益的収支でございます。

収入は、ほぼ前年度並みの1億3,300万円余で、駐車場の料金収入のほか、駐車場の一部専用使用に係る商工団体からの負担金等を計上しております。支出は7,200万円余で、職員給与費、駐車場の維持運営に要する経費、減価償却費等でございます。

損益としましては、対前年度1,800万円余増の6,100万円余の黒字を見込んでおります。

次に、下の表の資本的支出でございます。

1の建設改良費でございますが、主な工事は、駐車料金計算や発券機等の制御を行う管制装置の取りかえ等でございます。

2の長期借入金償還金2,000万円は、電気事業会計への償還金でございます。

企業局は以上でございます。

○松田三郎委員長 労働委員会・佐伯審査調整課長お願いします。

○佐伯審査調整課長 労働委員会でございます。よろしくお願いいたします。

平成20年度の当初予算について御説明申し上げます。

資料の61ページをお願いいたします。

予算につきましては、委員会費と事務局費で構成されております。

まず、委員会費であります。労働委員会の15名の委員とあっせん員に対する報酬等でございます。

次に、事務局費であります。事務局職員10名に係る人件費、事務局の運営経費、審査・調整事件の審問、あっせん等に係る経費、個別労働関係紛争のあっせん等に係る経費並びに会議及び研修等に要する経費でございます。

以上、合計いたしますと、労働委員会の予算総額は1億3,660万8,000円となっております。

なお、前年度に比べて1,100万円ほど増額しておりますのは、前年度末退職者がおりました関係で、1人分が相対的にふえたような形になっているものでございます。

御審議のほどよろしく願いいたします。

○松田三郎委員長 では、以上で執行部の説明が終わりましたが、委員の先生方にちょっと御相談ですが、この後、一応ここで切りまして、昼食を入れて、その後質疑、あと報告事項も6本ほどありますので、その質疑その他も用意しておりますので、1時間ほど……（「落ちついてやりましょう」と呼ぶ者あり）あしたもでございます。

ということで、1時10分まで昼食のために休憩をいたします。

午後0時9分休憩

午後1時10分開議

○松田三郎委員長 それでは、休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

執行部の説明が終わりましたので、質疑を受けたいと思います。当初予算についての質疑でございますが、質疑はございませんか。

○城下広作委員 ちょっと3点ほど聞きたいんですけども、順番に、まず、商工政策の3ページの部分です。

例の6と7で、商店街のパワーアップ支援事業、それと7番のがんばる商店街の総合支援事業、いわゆる商店街に対して本当にどこもここも、県下の商店街でも、至るところ厳しいと思います。そういう中で、どこでも手伝ってもらいたいというのはやまやまだと思うんですけども、そういう中で、実際パワーアップ支援事業、特に人材育成とかアドバイザーとかというのが行って助言して活性化になるというふうな事業だと大体思います。具体的に過去にそういうことをやって効果があっているのか、また、こういう事業で、例

えば具体的にアドバイザー、どういうことを言って盛り上げるという可能性があるのかとか、こういう部分をちょっと確認したいですね。

それと、がんばる商店街総合支援ですね。これも、商品開発とか具体的にどこまでどういう形で突っ込んで応援してやるのかという、まあ具体的なものを考えてあればということです。

それで、関連して、次のページで、2番の商店街振興組合に対する指導の事業補助という、これは団体に要するに支援すると。これは、先ほどは、どちらかというとも商店街の個々の部分にいろいろあるでしょうし、ここは団体にやって、いろいろ調査、指導とかいろいろあるんでしょうけれども、この辺の違いと、具体的に効果の部分ですね、どういうことをすると過去に効果があった、今回もこういう形でやると効果が出るだろうと思って予算立てをしておりますということで——委員長、済みません、順番順番聞いて、3つ聞きたいもんだから、続けて言った方がいいか、一個一個——よその課になるもんですから。

○松田三郎委員長 よその課。なら、2つだけ、今の分だけしときましようか。

○城下広作委員 先に。

○宮尾商工政策課長 商工政策課でございます。

ただいまの商店街振興の事業についてのお尋ねでございますが、まず、この商店街パワーアップ支援事業、6番の方の事業でございますが、これは、人材育成、アドバイザー派遣としておりますが、御承知のとおり、やはり商店街の振興のための核となる人材の育成というのは、これは非常に重要な問題でございます。先生方も御承知のとおり、商店街、もう全般的にやはり高齢化が進みまして、な

かなか世代交代も進まない、なかなか子供にも継がせられないというような商店街が多数ございます。

その中でも、やはり核になる人材を養成するということが一番重要であるということでこの事業に取り組んでおるわけでございますが、具体的にどういったことをアドバイスあるいは研修やっているかと申し上げますと、やはりその商店街、商店街にとりまして、マーケティングであるとか、それから商店街の強みであるとか、もちろんその個店の魅力づくりといったこともございますが、それぞれ商店街ごとの、やはり自分たちの売りといえますか、そういったものを、ああいう大規模店舗と比べて何が足りないかといえ、やはりそこは戦略性といえますか、漫然とお客さんが来るのを待っているという昔ながらの商売じゃこれからやっていけないんだといったことを、そういったテーマを毎回掲げながらアドバイスしていると。ですから、人づくりと、それからそういった戦略性でありますとか、そういったものをやっている事業でございます。

それから、もう1点、がんばる商店街総合支援事業というのがございますが、こちらの方は、もちろん従来から、いろんな商店街に対する取り組みといえますか、事業はやってきているんですが、この中身を申し上げますと、1つは地域連携型商店街づくり事業、それからインターネット販促事業、それから町中づくり推進事業と、それと、大型店との連携共同による地域活性化、これはガイドラインの話でございますが、この4つでございます。

特に、この中で私どもが力を入れてやっておるのは、地域連携型商店街づくり事業と申しまして、予算額は昨年よりもかなり落としておりますが、これは、わかりやすく言えば、商店街組織が地域の団体、それこそ老人会でありますとか、それから農業団体であります

とか、商店街が、商店街だけではなくて、商店街を取り巻くそういった地域の地域活動団体、NPOなんかも含んでおりますが、こういったものと連携をして、商店街が、商店街のことということだけでなく、地域をどう支えるかという話の中で連携をとりながらやっていこうというようなこの事業を、実は3年前からやっております。

具体的に言えば、例えば阿蘇のミズキでありますとか、それから同じ阿蘇でトマトベリーと、阿蘇町ですけれども、こういった感じで、補助が終わってから後も継続してやっていただいているところも多数ございます。

それから、もう1つ紹介させていただきますと、インターネットの販促事業、これは、昨年から実は商店街ブログ講座という形で個店の魅力をやはりアピールしなきゃいかぬということで、新しい販売促進方法としてそのブログ講座を開設しております。これも、ブログ自体は個店なんですけど、商店街で3人1組で出してくださいということで募集しております、非常にこれはマスコミ等で取り上げられておりますが、アクセス件数が3カ月で12万件ですかね、という形で非常に好評でございまして、ただこれは、あくまでお客さんがのぞきに来たというだけで、それから先商売にどう結びつけるかというのは、またそれぞれの個店の努力だと思いますが、そういった新しいこれまでにない販売の手法、こういったものも商店街の方に普及していこうという取り組みをやっていっている事業でございませう。

それから、最後に、商店街振興組合、いわゆる県の商振連というやつでございまして、商店街振興組合指導事業費補助ということでございまして、これは商振連と申しますのは、商店街振興組合法、昭和37年の法律でございまして、こちらで商店街振興組合というものが規定されておまして、要するに法人化した商店街振興組合というものの連合会とい

ますか、それを県内取りまとめている組織に補助をするという形でございます。県内で現在24ございます。24の商店街振興組合をこちらの方で——ですからかなり大きい商店街ばかりですが、その指導、研修等をやっているということでございます。

県内には大体170ぐらいの商店街と呼ばれるものがございます。その中のこれはもう大きい方から24というふうに考えていただければ結構ですが、こちらの方はそれなりに商店街としてもまだしっかりした取り組みをやっているところございまして、こちらの方には、もうこういう連合会の方の補助によって、連合会で、そういう指導でありますとか調査でありますとか、商店街の、170ぐらいございますもんですから、レベルの高いところから、もうちょっとかなり難しいところもございまして、その幅広いところはうちでやっているわけですが、そういうある程度力のあるところは、もうこの連合会の方でかなりやっていたというふうなことでございます。

○城下広作委員 いろいろ本当に県下の商店街、170幾つあると、大きいのでいけば24であると、恐らくこの団体にやる分は、それは組合といいますか、そこである程度考えられて使われていくということだと思います。それが功を奏している奏してないとか、いろいろあると思います。だけど、あと残されたところなんていうのは、なかなかそういう資金もないから、それはもう疲弊しまくると。これはもう個人の責任じゃない、社会全体の景気の問題もあるから、どうしようもない部分もいろいろあると思います。

それと、先ほど言ったように、いろいろ各個人も、もうインターネットだ何だとか大変いろいろ頑張られて、それを頑張った末に結果的にそれに勝たないという形で商店街が疲弊して、あるいは後継者もなかなかもう出な

いと、人口は減少してとなると、もうどうしようもないという中で、あえてまたこういうふうにいる支援をしながらやらないと、なお悪いということで大変難しい部分だと思うんですよ。

だけど、適材適所で、本当にやっぱりここに手を打つと間違いなくよくなるだろうというようなところをしっかりと精査をして、漏れがないような形でちょっと支援するようにしないと、どこが選ばれるのか、どの事業にバックアップするのかと、いろいろ基準があると思うんですよ。考え方もいろいろあるでしょうから。この辺のことをしっかりとよく精査していただいて、限られた予算の中で大事なところにやるべきと思えば、しっかりとやって効果が出るように、ぜひ少ない予算で効果があらわれるように頑張っていたきたいと思います。

それでは、3つだから、あと2つ、続けて済みません。

31ページの例の観光物産総室の部分で、修学旅行の誘致に対して頑張るといような形、私も過去に質問したことがあります、議会で。日本全国で熊本に一回も修学旅行に来ない県もあるんですね。何人か来た、大体ずっと調べて、特に鳥取とかあっちの方だったと思いますけど、島根とか。熊本には一回も修学旅行のあれがないとかいう部分で、全部調べてわかりますけれども。具体的に修学旅行誘致する、どういうことをしたら修学旅行がたくさん見込まれるというふうに具体的に考えてあるのか、その部分ですね。

それと、10番のスポーツキャンプ誘致事業、これは、Jリーグ等いろんなスポーツ、熊本で合宿云々とやってもらいたいと思います。大変大事なことだと。それと同時に、ちょうどオリンピックがこの7月に開催予定で、中国の食の問題でいろいろと、日本で練習をしたいというような国々が結構話があっているというのも話題になっております。

そういう中で、ちょうど、九州、特にこの熊本で、そういう例えばチームとか、オフアとか、逆に言えば、積極的に働きかけをしたら、九州、特に熊本なんかでいろいろ国体でつくった施設、立派なところあります。例えば、クレー射撃だっていいのがあるだろうし、サッカーだって——まあ水泳はちゃんと何かあそこ決まりましたね。そういう部分で、練習はぜひ日本でやりたいというのが結構今から、本音はあるんじゃないかなと、食の関係とかいろんな問題で。そういうときに、具体的に県としてそういうのに対してどうにか営業かけて、誘致とか何かというのはできないんだろうかと思うんですけれども、その辺の発想とかそういうのはちょっと考え方としてあるのかなのか、これをちょっと確認させていただきたいと思います。

○松田三郎委員長 1点ですね。

○守田観光物産総室長 まず、第1点目の修学旅行でございます。

修学旅行にとりましては、熊本とかは九州の中では非常に大きな位置を占めておりますので、しっかりやっているとございまして、1つは、熊本県修学旅行受入促進協議会という大きな組織をつくっております。これは59団体で組織をしておりますが、これでもう強力に今地域を回りまして運動をやっているところでございます。

それとともに、また別に、今九州全体で九州観光推進機構をつくりました。こちら19年度からでございますけれども、19年度から、修学旅行を促進しようということで、全国の、特に西日本、東京から西でございますけれども、こちらの方には今そういういろんな仕掛けをいたしております。

それから、南九州3県で連携をいたしまして、これは南九州の観光議連の御指導もあってやっているんですけれども、その勉強会を

また別につくりまして、その中で分科会として、九州3県で連携して、修学旅行の方を南九州に来ていただけないかということで、それを東京、それから横浜、関西につきましては、いわゆるホテルの方、それからいろんな施設の方、それから我々行政が、数人ずつのブロック単位をつくりまして学校訪問もいたしております。この学校訪問を関東地方で初めてやったのは我々熊本県だというふうに聞いております。そのような形で一生懸命努力をしているところでございます。

それから、2点目のスポーツキャンプでございます。オリンピックのことを先生から今お話がございました。実は、余り結果としてはいい回答できなかったんでございますが、我々今まで実はずっと努力をしまいで、お国もはっきりわかっています、ベルギーを——それがきょう朝報告が来まして、ベルギーから。アウトになりました。文科省を通しながらいろいろやりながら、最初はそういう情報をとりながら、何とか熊本に誘致しようということで、熊本市さんと連携をとりまして、もう約1カ月以上、1～2カ月かけてずっとやっておりました。新聞にも、ベルギーから代表の方がおいでになったところが写真に出ていたわけでございますが、実は知事にも市長にもお出ましをいただいてやったところでございますが、まことに残念だったんですが、きょう朝、どうしてもちょっと遠いというお話がございまして、やはり中国で、現地でやらせていただきたいということで、先ほど、ちょうど先ほど報告があったばかりでございます。

そういうことを踏まえまして、一生懸命個人的なつてですとか組織を、つてを通しましてやってきたところでございます。

○城下広作委員 わかりました。修学旅行に関しては、これはあくまでも宿泊をしていたくというふうに力を入れないと、通過で来

てもらおうというのは余り効果が私はないと思います。だから、宿泊を伴う熊本に泊まる、そういう形の修学旅行の受け入れを考えるとということで頑張っていたきたいと。

それと、そのオリンピックに関しましては、まだベルギーは確かにサッカーの部分で縁がありましたから十分相手として大事なところだと思います。それ以外でも今後もまだアタックすることもできるんじゃないか、その見通しなんかどうでしょうか。

○守田観光物産総室長 時期的に、7月でございますので、そろそろもう限度かなと考えております。

○城下広作委員 もうちょっとやっぱり努力しながらもっと……。

○松田三郎委員長 ちょっと淡白だよな。

○城下広作委員 それはあんまり夢がない。もうちょっと、まだ7月までの間にいろいろ急遽いろんなところでオファーがあるかもしれぬと、そういうときは積極的に名乗りを上げて頑張るというぐらひは、ちょっとやっぱり頑張っていたきたいと思いますね。

それともう1点、済みません。

今度は、40ページ、労働雇用の問題なんですけれども、本当若者からいろいろ厳しい人、障害者いろいろあるんですけれども、特に障害者の雇用の部分で、障害者自体の雇用の受け皿を企業でいろいろ数値目標とかいろいろありますけれども、どうしても障害者の、特に知的の関係なんですけれども、ある程度人がついて、ジョブコーチがつくと就労に結びつけるという部分があるんですけれども、全部いろんな事業所、どちらかという、本人がとにかく企業に雇っていただいて、その中で身を投じて頑張るといふ部分があるんですけれども、それではなかなかできない人もた

くさんいるわけでしょう。やはりセットでジョブコーチというのがいて初めて障害者が雇用である意味で貢献できるというのがあるんですけども、ジョブコーチの支援とか枠を拡大するという事業はどこに反映されているのか、ジョブコーチのやっぱり私は育成とか数の確保というのは絶対障害者雇用には大事なんですけれども、これはどうなんですか。

○井手労働雇用総室長 ジョブコーチにつきましては、確かに、先生おっしゃるとおり、非常に効果がある事業だということで、今これは所管しているのが・・・熊本労働局の安定部門の方で所管をしております。

ジョブコーチの数を拡大する、それから資質を上げるというような事柄で予算要求なり何なりも既に進んでいるというふう聞いております。

私どもの方で、先生がおっしゃるように、障害者の方が雇用をされて、そこに営々と勤めておられるように努力していくためには、障害者本人の技術の訓練といいますか、それともう一つは、雇っている企業側の労務管理のやり方なり何なりで、かなり特別の手法なり何なりとらなければならないというようなことがあるんですから、そのために、この40ページに掲げております、4番目に書いております障害者雇用応援団事業というのをやっているところでありまして、非常に障害者の雇用について先進的な取り組みなり実績なりをお持ちになっている企業の方々が、具体的に障害者を雇用したときにどういうことを注意したらいいのか、職場に長く定着してもらうためにはどういう労務管理と職業能力の開発に努めたらいいのかということを、企業同士で教え合うというようなものを私どもやっておりますので、これとジョブコーチと両方がうまく進んでいきますと、かなり障害者の定着、それから就業の促進というものがで

き上がってくるんじゃないかというふうに思っているところです。

○城下広作委員 やはり特に知的の方は、ある程度本人が若干そういう理解しない、だけど、動作としてはコーチがいることによって単純な作業でもやれるということで、1人ではゼロと、できない。だけど、ジョブコーチがいると半分はできるというケースが結構あるものですから、やっぱりここで最終的には力入れていかないと、知的障害の方は永遠に、ちょっと就労といってもこれは現実に難しいというふうになりますので、これはぜひ頑張っていたきたいというふうに思います。

あとはまた、2つほどあります。あとで全部終わってからお聞きしますので。

○松田三郎委員長 ほかにございませんか。

○鬼海洋一委員 簡単なやつで、これは4ページの運輸事業振興助成費ということで計上されておりますけれども、前回もちょっとお話し申し上げましたが、この原油の価格の高騰によって、トラック業界、特に運輸業界というのは大変厳しい状況に今追い込まれているわけですよ。たしか去年の暮れだったでしょうか、トラック等では、集会をやったり決起集会やったりということもあっておりまして、ここは相当の厳しさというのが我々もよくわかるんですけども、そういうトラック業界からの再三の県に対する支援要請等も行われているようですけども、それをどういぐあいに反映をされたのかという——これは6月になっていくのかなというふうにも思いますが、こういう形で計上されているんですから、その点を1つ質問したいと思います。

もう一つは、13ページ、ソーラー関連産業、これは目玉の一つとして県が重点的に取り組んでいる課題ですが、ソーラー産業支援、現

状がどういうぐあいになって、どういうことに具体的に支援をされようとしているのかということについて御説明をいただきたい。

まずは2点、後でまた御意見を申し上げたいと思います。

○松田三郎委員長 第1点につきましては宮尾課長。

○宮尾商工政策課長 ただいまお尋ねのございました4ページの運輸事業振興助成費でございますが、こちらの振興助成費につきましては、補助金の趣旨、目的自体は、昭和51年度の税制改正によりまして軽油引取税が引き上げられたことに伴いまして、この公共輸送機関の輸送量の確保、輸送コストの上昇抑制等に対しまして、51年度以降、この補助金というものが設けられまして、軽油の使用料等を基礎とするものでございます。

内容的には、トラック事業者でありますとか、バス事業者の公共性にかんがみて、この軽油引取税の一部を交付するという形でございます。したがって、昨今の原油の高騰とは直接リンクしたものではありません。用途につきましても、安全施設でありますとか、環境対策でありますとか、そういったものに対する補助ということで、先生方御承知かとは思いますが。

原油の高騰対策につきましては、先ほど鬼海委員の方からお話ありましたとおり、トラック業界の方では、1月27日だったと思いますが、九州統一の決起大会というのがございまして、県の方にもこういった決起大会をやると、暫定税率の話も含めまして私どもの方に話があったのはもう先生の御指摘のとおり。

ただ、県としましては、軽油の高騰対策の中で、なかなか特定業種だけをという、トラック業界だけをという話はちょっと難しゅうございますので、現在やっておりますの

は、この原油高の影響の、特に影響の著しい業種に対しまして、特別相談といいますか、直接指導、巡回に回るという形で対応しておりますし、あと、融資の話につきましては、経営金融課の方から御説明した方がよろしいかと思っておりますので、そちらに譲りたいと思っておりますが、そういう形で、県としましても、軽油の高騰の状況につきまして、いろんな検討をしているという状況でございます。対応しているという状況でございます。

○松田三郎委員長 前田課長、2点目。

○前田産業支援課長 産業支援課でございます。

ソーラー関係の支援策等につきましてですけれども、地場企業に対しましては、これは6月にまた具体的には御相談ということになると思いますが、太陽光発電の教育研修と、地場企業に対して、太陽光発電の仕組みがどういうものであるか、どういう商品を開発したらいいかというような教育研修をやっております。

それから、新たな試作品をつくる企業に対しても、太陽光発電を使って新たな商品をつくと、そういったものに対する補助というものを今現在やっておりますが、来年度の新規でもまた御相談申し上げたいというふうに思っておりますが、そのほかでは、ソーラーエネルギー等の推進協議会、こういったものを関係者と県とで協議会をつくりまして、その中で、いろんな普及、啓蒙、啓発策等の検討を行っております。

それと、そのほか、県としましては、環境立県くまもとというのを掲げておりますので、ソーラー関係がCO2の対策等にも非常に効果があるということもかんがみまして、私どもとしましては、ソーラー関係の発電関係を県内に啓発しますとともに、県内のソーラー関係の産業が振興するようということ

で、例えば、大きなソーラーシステムを備えつけた企業等に対しましては、非常にソーラーへの取り組みが進んでいるというような認定証的なものを考えると、それから、各自治体等とも協力をいたしまして、公園整備等の際にはソーラー発電等を据えつけていただくことを勧めていくとか、そういった取り組みを今後やっていければなというふうに考えております。

以上です。

○鬼海洋一委員 前田課長のところで今お話がありました、どの程度実績として活性化しているのかということと、それから温暖化対策対応というのがエコ製品の問題でありましたけれども、これがじゃあ温暖化対策——どの程度の貢献といいますかね、が現状、これだけの予算を投下する中で行われたのかというような検証というのはなされているのでしょうか。

○前田産業支援課長 効果につきましては、新製品の製造等につきましては、今3社ほどの取り組みがっております。それから、温暖化の方への件に関しましては、正直申し上げます、具体的な数字というものはとらえておりませんが、こういった地道な努力が広がっていくことが大変重要であるのではないかというふうに考えております。

○鬼海洋一委員 まだ始まって目玉として取り組まれまして日も浅いわけですから、一気に検証ということにも相成らぬというふうに思いますけれども、やっぱり行政というのはある種の科学が必要だというふうにつきも私思っています、その事業をやっていく上でどれくらいの産業としての広がりが出てきているのか、あるいは、先ほどお話しのとおり、ソーラー発電等を含めまして、エコエネルギー対策ということも進められているというお話

ですけれども、じゃあこれがどのくらい、まず県庁の、つまり今後の温暖化対策等についても、今度その一つ一つのデータが必要になっていくわけでありまして、そういう努力の成果というものについても一定程度把握をしていく必要があるのではないかというふうに思っていますから、今後の課題としてぜひ頭の中に置いていただきたいなというふうに思います。

それから、先ほどの商工政策課の方の話ですが、実は今、特に熊本県も、チラシを配布してまで特定財源の維持あるいは暫定税率維持等については基本的に取り組まれているわけですけれども、特にトラック業界の中では、つまり軽油引取税含めまして、前回もちょっと指摘をいたしました、この暫定税率をやっぴりもう外してもらわな困ると、ここまで来ればというような、そういう思いが強く出ているということについても、たしか12月議会か9月議会の中でお話をしたわけですけれども、そういうぐあいに、現行の取り組み、その後に対する批判も出てきているわけですので、トラック業界を初めとする運輸業界に具体的に県として支援できるものはどういうものがあるかということについても、もう少し真剣に考えて、あるいはそういう団体との協力、協同関係を強めていくことが必要ではないかというふうに思っておりますので、そのことも要望として申し上げておきたいと思っております。

○濱田大造委員 41ページの7番になると思うんですが、水前寺のジョブカフェに私が行きましたときには、広報宣伝活動費が慢性的に毎年足らないと、そういう話もいただいています。それで、移動式ジョブカフェを熊本県が初めて本年度から、19年度からするわけですが、何カ所開催予定で、その広報宣伝はどのようにされる予定なのか、教えてください。

○井手労働雇用総室長 移動ジョブカフェにつきましては、19年度に、先般天草地域で移動ジョブカフェ1回やったところでございます。この際の広報戦略につきましては、期限も迫っておったというような事柄もありましたものですから、天草市、それから上天草市、苓北町、この2市1町村の、いわゆる「市政だより」といいますか、これを使わせていただきまして、全部の戸数にこういうことがあるんだということを告知いたしました。

かてて加えまして、一番ターゲットとしておりましたのは、この時期になってまでまだ決まっていなような高校3年生の方々を中心に考えておりましたので、地元ハローワークと協同しまして、学校の先生方、進路指導の先生方に対して、ローラー作戦じゃないですが、全部連絡をとらせていただいたところです。したがって、天草で移動ジョブカフェ第1回を今年度やりましたときには、25名ぐらいのまだ就職が決まっていらない方々がお見えになったところでございます。

一般的に広く知らしめるということがなかなかできないような、移動ジョブカフェそのものが、この時期になっても決まっていなようなの方々を中心に考えているものですから、それからしますと、平成20年度やるとするならば、県南地域の特に就労がまだ進んでいないというような状況というのは変わらずにあるわけでございますので、人吉、球磨、水俣、芦北、そして天草上島、下島と、こういうところが移動ジョブカフェの対象となってくると。この際の広報戦略につきましても、先ほど言いましたのと同じような方法をとらせていただきたいというふうに思っているところでございます。

○松田三郎委員長 ほかにございませんか。

○山口ゆたか委員 済みません、5ページ、

2番にあるんですけれども、中小企業協同組合指導費ということで、協同組合等の設立の促進及び運営指導等に要する経費でございますけれども、結局、正しければ、協同組合法がかなり緩和されて、かなり自由に設立できるように、2～3年前だったと思いますけれども、そういった意味で、確かに5人の組合員で、100万の事業費があれば、県知事の許可がおりるんだということで、かなり緩和された法律の改正になったわけですが、そういったことを考えますと、この設立の促進、どういったことを皆さん考えて設立を促進して訴えていかれるのかというのがちょっと気になるわけでもないので、このあたりの考えを伺います。

○宮尾商工政策課長 ただいまお尋ねのありましたこの中小企業協同組合指導費というのは、これはこの予算的には中央会等の指導費といえますか、事務費でございますか、今、山口委員御指摘ありましたとおり、この法律、確かに改正になって設立が、簡単ということではないんですが、要件は若干緩和しているということで聞いております。

ちょっと今手元に詳細ございませんが、そういったこともありまして、中小企業団体中央会と連携をとりまして、できるだけ協同組合、協同事業というものを広げていきたいということで取り組んでいるわけでございますが、この協同組合自体もいろんな業種あたりがございますので、なかなかここをという形ではとっておりませんが、できるだけ中小企業の効率的な協同販売でありますとか、あるいは協同の目的で事業という形のものをごだけ設立、指導、普及させていこうという趣旨でございます。

○山口ゆたか委員 なかなかやはり県知事の認可があるというので、金融機関に対する理解度等が高いので、かなりNPOよりも優遇

されるところがあるんですね。そういった点で、中央会におかれても、運用されるに当たって慎重に行っていただきたいと思います。そういうことも自粛していただきたいと思います。

2点目に、もう一度4番のサービス産業振興事業、現在してあることはわかるんですが、及び産学官連携により健康サービス産業の振興を図るための経費ということで、ちょっとイメージがわからないんですが、どういう事業なのか、ちょっと教えていただきたい。

○宮尾商工政策課長 確かにちょっとここが過ぎたところがございますが、予算の内容的には、昨年設立いたしました健康サービス振興協議会という民間の組織がございまして、日赤でありますとか熊本大学でありますとか、そういった健康サービス産業を振興していこうという民間の協議会組織がございまして、そこに対しまして49万円の補助金という内容でございます。

実はこれは、今後私どもサービス産業の一つの核として健康サービス産業というものに取り組んでいきたいということを考えておるところでございます。サービス産業自体は、大きく言えば、第3次産業すべてサービス産業であるんですが、その中でも本県の非常にポテンシャルのあるといたしますか、可能性のあります情報サービス産業とそれから健康サービス産業とこの2つを、サービス産業が非常にウエートが高くなっておりますし、今後、経済のソフト化といたしますか、どんどんサービス産業のウエート高くなりますので、本県、非常に健康サービス産業というものに可能性があると考えておりますので、そういった協議会を中心に新しい産業を興していきたいということで、ちょっと振興を図ると書いてありますけれども、内容は、そういう協議会への負担金的なものでございます。

○山口ゆたか委員 7ページをお願いします。

農産加工研究指導費についてお聞かせください。

この内容の説明等で、2番の研修指導事業——農産加工部ということですが、と3番の農産加工研究開発事業と、このあたりちょっと教えていただければと思います。

○前田産業支援課長 2番の研修指導事業でございますけれども、これは統合する前の食品加工研修所時代からやっておりました事業でございますんですが、産業技術センターの農産加工部が核となりまして、コーディネーターとなりまして、農産物を生産する農業者の方、それからそれを加工する食品加工業者の方、それから農産物をつくる際の農機具メーカーでありますとか、それから流通業者の方でありますとか、そういった方々と連携をして、農産加工部がコーディネーターとなって、新たな新商品でありますとか、それから販路でありますとか、それから地域ブランド、こういったものを新たに創出していこうという取り組みをやっておる事業でございます。

それから、3番の農産加工研究開発事業といたしますのは、例えば、河内のミカンがありますが、あのミカンを利用して濃縮ジュースをつくっていくとか、ブルーベリーでジャムをつくっていくとか、そういう加工技術、商品としてどういう加工をすれば通用するかと、そういったものを生産者の方と一緒に研究をやっていくと、そういった事業でございます。

○山口ゆたか委員 今研究開発をやっていくんだということをお聞きしたんですが、その県産の農産物の選定というか、こういった産物を使うんだと。私の地域にもいろんな、熊本県内を見ても、いろんな県産物、県産農産

物があると思うんですけども、そういうのはどうやって選定されているというか、今も地元と一緒にということも言われたんですけども、どのような働きかけをされているのかなとか、どんな動きというのもちよっと教えていただければと思うんですが。

○前田産業支援課長 現時点では、やはり農家の方とか、それから食品加工業者の方とか、そういった方々が持ち込んでくると。持ち込んでくるものを受けるというやり方が多いのかなというふうに思っておりますが、今後は、地域資源を活用したという形で、こちらからもいろんな働きかけをしていく必要はあるのかなというふうに思っております。

○山口ゆたか委員 わかりました。

あと1点お聞かせください。

私も質問させていただきましたので、労働関係でお願いなんですけど、要望というのが強いと思うんですけども、いろんな形で質問させていただいて、障害者に限らず就労の支援をしていただいているんだなということを感じたんですが、1点、障害者関係でいいますと、教育の部分と健康福祉の部分と、やっぱり御意見が、役割が違ってくる、かなり話をヒアリングさせていただくときに争点が違う話になってきたりしていたもので、このあたりを一元的に連携して、熊本は障害者を支援していきますよということをおっしゃるので、その横断的な支援をもって障害者の就労も含めていただきたいなというふうに思います。

終わります。

○松田三郎委員長 済みません、私もいっちょお願いします、皆さん考えとんなる間に。

井手総室長に質問します。

34ページ、7番の新規となっておりますが、ワークライフバランス、よく最近になって聞

く言葉であります、一昨年私が厚生委員をしておりまして、そのとき、まだ用語自体はこういう言い方、表現なかったかもしれませんが、よく少子化対策とか子育て支援のところでも、現場のお母さんとか保育士さんからも、働き方の文脈の中でこういった考えはあったかと思えます。大変重要なことではありますが、えらい辛抱した予算計上になつたところもあろうかと思えますが、この対象者というか、規模、回数というのが、30万ですか、当初予算。でありますので、積み上げたそのあれで教えていただければと思えます。

○井手労働雇用総室長 このワークライフバランス、5年ぐらいからですか、割りかし一般的に仕事と家庭の調和というような形で言われてきているところでありまして、私どもも、平成19年の1月のことでしたが、労働組合の代表の方々、経営側の代表の方々、そして私どもとそれから労働局と入りまして、仕事と家庭の両立を進めていくために、それぞれがどういう役回りをやっていったらいいかということの確認を取り合うというような会議を行ったところでございます。

そのときに幾つかの提案がありましたところで、私どもがやっていくべき事柄として、中小企業を対象にして、労務管理の改善なり何なりでセミナーを開催していく、そこで、働きやすい労務管理のあり方であるとか、女性が働きやすい労務管理のあり方であるとか、あるいは家庭生活を男性が手伝いやすいような仕事の与え方、能力の開発の仕方、こういったものについてやはり啓発活動を続けないかぬというような御提言もありましたものですから、このことのセミナーを30万ほどかけてやろうというふうになっているところであります。

ただ、ここで掲げておりますのは、30万と

というのはわずかな額でございますけれども、このことにつきましては、私どもだけじゃなくて、労働局の中におります雇用均等室、それから雇用均等室の外郭団体であります21世紀職業財団、こういうところと連携をしてやっていくということになります。

加えまして、県の中での連携といいますならば、先ほど委員長がおっしゃいました少子化対策課、それから総務部の方に移りました男女課、こういうところとの連携をやって、仕事と家庭が両立するような労務管理のあり方というのを探っていくというような事柄になってくるんじゃないかというふうに思っているところでございます。

○松田三郎委員長 回数とか何とかと言うたら、またほかの予算も一緒ということでしょう、労働局とか何とかで。

○井手労働雇用総室長 これはセミナーの経費だけでございます。

○松田三郎委員長 セミナー、1回。

○城下広作委員 例のといえますか、旧免許センターとのインキュベーションの施設の部分のちょっと最近の近況をちょっと教えていただきたいのと、今後、めどというか、どうするかということ、これをちょっとわかる範囲で確認をさせていただきたいと思います。

もう一点は、22ページの企業立地課の部分で、大型企業等の立地推進事業で、これは各種データ等の調査に要する経費と、これも具体的に何かどっか大型のあれが、めどがあってこういう形で上げられたのか、また、この基礎データ等の調査、具体的にはどういう調査をするかという、これをちょっと教えていただきたいと思います。

○松田三郎委員長 1点目は前田課長です

か。——前田課長。

○前田産業支援課長 夢挑戦プラザ21の件に関しましては、免許センター跡地から、あそこを撤去しまして、今現在電応研が使用していた建物、そこに入っております。今現在17室のうち11室が入居しております、近々入居申し込みの審査をする予定にしております。

以上です。

○城下広作委員 ブースが17あるわけですから、一番最初は大体応募があって断るぐらいちょっとあったんですね。だんだんもう最近では応募が少なくなったということで、今後まだ続けていくのか、どういう状況なのか、どういう考えなのかなということ、ちょっと。

○前田産業支援課長 応募が少なくなったというふうには私どもはまだ認識はいたしておりません。今回も補充の申し込みに関しましては多数の応募がございまして、ただ、非常にあそこは、これから創業を始めるという創業準備室的なものも持っておりますものですから、出入りが激しいというのは確かにあるのかなというふうには思っております。

以上です。

○城下広作委員 よく議会でも質問させていただいて、なかなか派手さがないもんだから、そこがあるないの宣伝も余り知られていないのかなというのがあるのと、例えば成功例の部分の逆にどんと言うと、あそこで育ちたいということで逆に応募が、利用したいなというような部分、それと、そこで成功した人のいろいろコミュニケーションとか、いろいろと長く情報交換できると、こういう部分は工夫されているのかな、これはどうでしょうか。

○前田産業支援課長 その件に関しましては、これから我々も先生の今御意見を活用させていただきたいなというふうには思っております。

○松田三郎委員長 これは必要ですね。

○城下広作委員 はい。やっぱり単発で終わって、成功した人も自分だけこそこそ笑って喜ぶというんじゃないくて、やっぱりいいものは、逆に言えば、いろいろと紹介していく、その中で、ああ、おれもあそこにじゃあ入っていこうかなと、そこで人脈を、逆に言えば関係を持って大変よかったと喜ばれるように、せっかく何年かかかってずっとやってきているから、この辺は後のメンテの方がちょっと大事だなと思うし、ぜひ頑張っていたきたいと思います。

○松田三郎委員長 第2点目、小野上課長。

○小野上企業立地課長 今お尋ねがありました大型企業等立地推進事業ですが、これはいろんな毎年1,000万程度の予算を組んでおるんですが、年度途中で、いろいろ誘致が進む際に当たって、各県との競争の中でやっぱり比較されて、ぜひこういう調査をやっていたきたいという要望が出るケースがございます。ですから、今年度、19年度に関しましていいますと、やはり1,000万ぐらいの予算を組んでおまして、先般南関町に立地いたしましたアイシン高丘というトヨタ系の自動車企業がございまして、ここも各県と非常に激しい競争の中で実は南関に決めてもらったんですけども、その際に、要するに地下水の調査というのができないかというふうな御相談がありましたんで、そういったところに調査をかけさせていただきました。その以前は、富士フィルムが進出する際にもこの事業でボーリング調査等やった事例がござい

ます。

ですから、20年度について、どこか特定の企業あるかといえば、まだ現時点では全くございせんけれども、年度途中でそういう事例が発生した場合の待ち受け的な予算とかいう形で毎年数万程度予算を組ませていただいております。

○城下広作委員 了解です。わかりました。

○鬼海洋一委員 後で、その他でちょっと発言しようかなというふうに思って——関係する質問が出てきましたので、小野上さんにちょっとお願いしたいというふうに思うんですが、ことしのこの委員会並びに部の非常に大きな役割というもの、それぞれみんな立派な仕事をされておりますけれども、やっぱり企業誘致が非常に多かったというのはもう特出されるべきことだというふうに思うんですね。その意味では大変御苦労だったというふうに思うんですが、その中で、いっぱい企業来てますけれども、ちょっと宇城、私どもにとっては、宇城にいちよん来とらぬとですよ。いちよんと言うわけにはいかぬけれども、そういう意味で、何か、今南関の話がありましたが、地域の協力体制だとか、誘致をする場合のそういう自治体との関係等について何かあればというのが1つ。

それから、私はいつも考えとるんですが、例えば今アイシン中心ですね、新たな地域連携というのが研究的に始まっているというふうに思っておりますね。これは、IT関連の工場非常に多く企業来ましたけれども、必ずしもその地域経済に波及効果を、我々が期待するほどの効果がない、これも産業そのものが持つ特徴ですからやむを得ない点もあるというふうに思うんですが、ところが、自動車関連になりますと、カーアイランド構想の中で今進められているわけですけども、相当大きな地域企業、地場企業に対する波及も期

待されるんじゃないかと思っっているんですが、早速アイシンでは、そういうものが、かつてトヨタ中心だったものが、例えばダイハツだとか、そういうところとも関係を広げていく、あるいは地域の中で今度は逆にそのアイシンとの関連を深められる企業というものに対する対応、研究会が発展をする、こういうぐあいに進んでいる。

そういたしますと、例えば、今アイシンの関連が南関に行ったというお話でありましたが、一つの地域の群として整備をするということがこれからの一つの方向性として必要になってくるんじゃないかな、あるいはそのことによって地域環境の社会資本としての整備がまたやりやすくなってくるんじゃないか、そういうふうにも思います。

例えば、今私の宇城地区は、今お話しいましたエフ・シー・シーだとか、アーレスティーだとか、関連企業ですよ。こういうのが、部品の工場があります。それからもう一つは、食品関連でいいますと、山崎パン、それから富士パン、それから納豆の会社、マルキン納豆、それから五木食品、松合食品、こういう食料関連の産業群というのがそこにいっぱいある。だからそういうものを特徴とした一つの整備というのが必要になってくるんじゃないかというふうに思っておりますが、その辺の関連について何かお考えがあればというのが2点目です。

関連いたしますと、私どものところは地下水がだめなんです。ですから、球磨川用水を上水道として引っ張っているんですが、そこで、今八代の工水についても、まだまだ上水道転用してなおかつ余裕があるという状況なんです。さっき電力の自由化の話出しました。電力自由化の中で何をやったかという、一つの大きな特徴というのは、電力線のこれ、託送料金を取って、一般、どの企業でも送電線を利用させなきゃならぬという、こういうことある。あるいはN T T が専売公社

から民営に来たときは何やったかという、回線リースですね、回線リース、50%以上は他産業がリースしている。

例えば、宇城は上水道を引っ張ってきました。この上水道の管を工業用水として活用するという方策はないのかどうか。そのことによって、例えば工業用水が今あるところの周辺だけは工業用水として活用することができるんだけど、遠隔地はできないでしょう。だから、そういう今これまでのある、もちろん容量の問題もありますけれども、容量の範囲の中でその送水の料は払って工業用水として末端で活用できるというような、こういう方法が講じられないのか。

そうすると、さっき言いました、宇城は食料品ということで集中していくということになれば、この上水道の管を託送させていただくことによってそこに工業用水が届くと、こういう仕組みができてくる、そのことはまた今私どもが当面している財政効率を高めていくという上でも非常に大きな一つの、解決策の一つじゃないかというふうに思っています、きょうはその点をちょっと問題提起いたしますから、ぜひ活用の可能性について御検討いただければというふうに思います。

○松田三郎委員長 最初の部分は小野上課長。

○小野上企業立地課長 まず、第1点目の一つの自治体との関連ということでございますけれども、これは、私ども県だけでは企業誘致にも限界があるということでもございますので、やはりその地域の市町村の方々との連携というのは非常に強力にやっていかないと、うまくその成果に結びつくことはできないということを思っております。

昨年度、平成18年度の末ぐらいから、県内の自治体の首長さん、特に首長さんたちと意見交換をする機会を積極的に設けておりまし

て、私どもがその自治体に出かけていきまして、企業誘致に関するいろんな課題に関する意見交換、あるいはその課題に対しての取り組みをどうするかというふうな意見交換を積極的に行っております。

多分これまで20市町村を超えているぐらいの数になっているんじゃないかなと思うんですが、その中で幾つか課題として出てきますのが、どうしてもやはり受け皿としての土地の問題が1つございます、具体的に。例えば20ヘクタールの土地が欲しいといったときに、その地域に土地があるかどうかというのがまずその企業が来るかどうかという判断があります。それから、今委員御指摘のように、水の手配ができるのかとか、あるいは労働力の確保ができるのかとか、あるいは地元の行政のインセンティブといいますか、受け入れ体制というのはどうなっているのかとか、いろいろ総合的な総合力として企業がいろんな地域と比較をしながら地域に立地するというのが今までの企業立地のやり方でございますので、そういった話を自治体の方とは非常にきめ細かく実は首長さんもしくは担当課長さんたちと打ち合わせをしながら、企業誘致というのは、こうすると成果に結びつくという話を非常に細かく具体的に実はしております。

御指摘の宇城地区には、まだまだ実は企業立地が少ないんですが、地元宇城市の方でも、雇用対策課という、市町村には珍しく雇用を確保するという視点から企業誘致をしようということに非常に積極的に市長さん以下動いて、スタッフも動いていらっしゃる。私どもの課にもしょっちゅうおいでになられまして、いろいろ意見交換をされておられますけれども、そういった意味では、かなり自治体との関連というのは以前から比べると相当深まってきているというふうな認識を持っております。ですから、深めることはより具体的に深めていかないといけないということに

もなりますので、県の役割、それから市町村との役割というのがどうあるべきかということについて、さらにもう一步突っ込んだ意見交換をしながら、そこは詰めていきたいというふうに思っております。

それから、2つ目の例えばアイシンさんが中心となって地域連携事業というふうなお話がありました。確かにアイシン九州さんが中心になりまして、例えば自動車関連の取引拡大推進協議会とか、いわゆる地場企業を巻き込んだような形での自動車産業の振興というのを非常に一生懸命実はやっておられまして、自動車に関しましては、そういった誘致企業と地場企業の連携というのが、模索の状態ではあるかと思えますけれども、少しずつやっぱり出てきているのかなというふうに思っております。

例えば、カーメーカー、例えばトヨタ九州さんなんかのお話によりますと、地場への調達率、現在での調達率というのがまだ半分程度でございますので、やっぱりもっとふやしていきたいというふうなことも言われておりますので、それをふやすためには、新たな企業誘致もしくは地場産業がそういったメーカーの期待にこたえられるような産業振興育成というのが必要になってくるのかなというふうに思いますので、そこは、地域連携として我々も加わりながら、ぜひさらにもう一步進んだ、突っ込んだような形でやっていきたいというふうに思っているところでございます。

それから、食品の話がちょっと出ましたので、企業立地促進法という法律がございまして、昨年6月施行された法律ですが、熊本では、半導体関連とそれから輸送機器関連と、この2つにつきましては既に国からの計画同意を受けておりまして、計画地域に企業が張りついた場合には、いろいろな法律の優遇措置が受けられるというふうになっておるんですが、現在、食品と医薬品合わせて、そうい

った産業に関しましても、同じような企業立地促進法の計画を策定しております。現在国の方に出しております、3月じゅうには多分国の計画同意が受けられるのではないのかなというふうに思っております。

ですから、その計画同意を受けることによって、食品産業、医薬品産業であるのであれば、その計画地域に立地をした企業については、法律に基づくいろんな優遇措置があるということでもございますので、宇城地区には特にそういった食品産業の集積というのがありますので、そこを一つの産業の核として新たな産業展開というのでも可能なのかなというふうにも思っておりますので、そこはぜひ、その可能性を県と地元市と一緒に掘り下げていって、新たな成果に結びつくような努力をしていきたいというふうに思っているところでございます。

○松田三郎委員長 どうですか、問題提起ということで——答えられる。

○中園総務経営課長 はい。八代工水につきましては、委員御指摘のように、平成10年に宇城、上天草ですね、水道企業団に対して約2万2,700立米の上水転用をしております。現在、上水ですから、浄化をしてすぐ水道水として飲めるような状態で今2万2,700立米持っておりますけれども、実際それが工業用水となると、もちろん管の大きさもあるかと思うんですけれども、実際、もちろん工業用水として使う場合は、上水の値段で工水を使うということになると思うんですね。現在、八代工水につきましては、トン当たり35円でございますから、上水の値段になるとすれば、非常に厳しいかなというふうに思っております。実際、今、九州トックスというところに上水を工業用水として供給しているケースありますけれども、使用料は上水の値段であるということでございます。

○鬼海洋一委員 既に、ある企業は、食品の工場ですけれども、上水を工業用的に使っているところもあるんです。そこは通常の地下水ですと供給不可という状況なものですから、やむを得ずそういう使い方をして、しかしそれによって、あったことが企業として非常に大きな喜びでして、使っていただいているんですが、いずれにしても、浄水槽を通して供給をしていかなければ、最終的には結果として上水道用水として使うわけですから、しかし、その分にも何らかの工夫をすれば、例えば大量に消費をするという上で、一定の何らかの工夫の中でメリットを有していただけるような使用の仕方ができないのかなと。

工業用水だけでわざわざ管を引いてからと、そんなばかなことはできぬわけですから、あるものを活用しながら何らかの工業として使えるような、もう少しコストの安い形、そういうことができないのかなという意味で検討の課題ではないかなというふうに常々思っておりますから、それが解決すれば、今、小野上さんの話があったように、食料品というのは水が大事ですから、水がなければ来ないですよ。だから、そういう条件整備のために大きな役割を県としても果たすことができるというふうに思っておりますので、ぜひ、私もまた行きますけれども、御検討いただきますようお願いしておきたいと思えます。

○田代国広委員 工水についてですけれども、かなり悪戦苦闘しているような気がいたしてなりません、今トン当たり35円とおっしゃったですね。35円って安い気がするんですけれども。実はうちもやっていますが、45円でやっておりますが、工水の事業は順調にしております。この事業がずっと過去から今日まで恐らく赤字を引きずっておるような気がするんですよ。これを何とかせないかぬわけですから、今いった上水への移行も含

めて検討していただきたいと思いますと思うんですけども、もう少し供給能力に対するいろんな使用量ですね、水量がどれくらいあるのか、それと単価の問題等については今どうなっていますか。

○中園総務経営課長 総務経営課でございます。

工水につきましては、有明と八代と苓北の3工業水道事業を行っております。有明工水につきましては3万3,800立米の能力がございます。現在、1万4,200立米で契約しております。有工の場合、1トン当たり50円ということでございます。八代工水の場合は、2万7,300立米に対して、今9,500立米ぐらいの契約でございまして、1万8,000立米ぐらいまだ未利用水がございます。苓北工水につきましては、8,500立米に対して7,060立米でございまして、これは順に検討してまいります。

料金につきましては、大体本県の場合は上限に近い金額でございまして、50円までは持つていけるということでございます。逆に高いという話でございまして、八代工水の場合は35円ということで今現在やっております。

○田代国広委員 苓北が今の状況では一番いいわけですね。他のあと2つは非常に供給能力に対する供給量が低い、約30%、40%ぐらいで、5割行ってませんですね。非常に厳しい経営状況になっているのはそこにあるわけですね。ですから、当初計画で2万トンとか、多量の供給をする計算して、そして結果的に9,000トンぐらいだというふうな結果に終わっているのは、当初の見積もりの仕方が甘かったんですか。その辺はどう考えておられますか。

○中園総務経営課長 例えば有明工水につきましては、当初、昭和39年に、不知火・有明・大牟田地区の新産都市の指定が事の発端でございまして、昭和40年に工業用水の基本計画をつくっております。その時点では、例えば重厚長大のアルミ、製鉄であるとか、あるいは化学工場が来るという予定でございました。実際はそれが来ていないということと、あと、有明工水では、安定した水を取るために、竜門ダム建設に加わったことで約248億円の負担があったということが非常に経営を苦しめている一つの要因ではないかというふうに思います。

あと、八代につきましても、思うように水を使う企業の誘致がなかったという点が原因していると。

見込みが甘かったかどうかにつきましては、ちょっとなかなか判断が分かりますけれども、確かに苦戦はしているということでございます。

○田代国広委員 水は非常に将来にわたって貴重な資源として今後有効に活用していける可能性を秘めた資源なんですね。幸い水量があるということはプラス思考に考えて、この素晴らしい資源を今後有効に生かしていきながら、活用しながら、産業の振興なり企業の発展にぜひ生かしていただくようお願いしておきたいというふうに思います。

○池田和貴副委員長 産業支援課長、前田さん、ちょっとつらそうだったので質問させていただきます。というのは冗談ですけども。

今回の予算なんですが、私、産業技術センターの方を委員長と視察をさせていただきました。その際に非常に県内の中小企業、ものづくりをされているところの下支えをしていただいているということが本当によくわかりました。特に試験装置ですとか、各個別の企業では購入できないような機械をあそこに置

くことによって、県内の企業が試験をしたりとか、そういう測定をしていくということがよくわかって非常にすばらしい施設だというふうに思いましたが、そういう試験装置とかというのは高価であるし、また、その企業の要望ですとか、そういうものによってやっぱり結構入れかえをしていかんばいかぬと思うんですね、コンピューター関係等もありますので。その辺の予算というのはきちんと組んでいかんばいかぬと思うんですが、これは今年度の予算とかにはそういうのは含まれているのでしょうか。

○前田産業支援課長 産業技術センターの機器整備に関しましては、今後11億円程度の予算で5年間で年次的に更新をしていくということで、20年度の予算につきましては、今度の6月にお願いすることになるかと思っております。

あと、必要なものの判断等につきましては、企業さんの集まりであります技術振興協議会というのがございますんですが、そういった方々と一緒に御意見を聞きながら、優先順位をつけていきながら、必要な機器の整備に努めていくこととしております。

○池田和貴副委員長 わかりました。

○松田三郎委員長 寄附を何か募るんじゃないんですか。

○前田産業支援課長 その整備に関しまして、今私どもの方で、非常に産業技術センターの使用頻度が高い企業さんでありますとか縁が深い企業さんに対しまして、寄附のお願いもしておるところでございます。

現在、実際に今の時点で寄附をいただいたのが3,000万円、それからお約束をいただいたのが500万円という状況でございますが、こういった貴重な原資も機器購入に使わせて

いただきたいというふうには思っております。

○池田和貴副委員長 済みません。観光の方、1つお聞かせいただきたいんですが、今年度、新たに何千人規模のイベントが必ず20回以上は県内で行われることになったんですね。これはJ2のロアツソの対戦なんですよ。サッカーのJ2の試合というのは、17チームか18チームの3回戦総当たりなんですよ。年間50何試合あって、そのうちの半分は、ホームアンドアウェーのホームなんですよ。ロアツソとすれば、1回当たりの入場者を5,000人以上にしたいということで、この間新聞に書いてありましたが、そう考えると、その目標5,000人掛ける20何試合、10何万人のイベントがこの県内で行われることになるんですね。それはもちろん県内の人もいるでしょうし、県外から来られる方もいらっしゃると思うんですよ。この辺は、私は大きな観光資源の一つになりやせんかなというふうに思っているんです。

この辺が、例えば今回の観光戦略の中で話し合う余地があるのかどうか、よければ聞かせていただけますでしょうか。

○守田観光物産総室長 J2ロアツソにつきましては、前委員会でも御指摘をいただいております。そのときも申しましたように、我々できる限りの支援をするということで、ロアツソといいましょうか、事務局の方とも御相談しておりますし、その例といたしまして申し上げたのが物産展、そういうものが確実にその場で我々は——我々の所管の仕事としてできますので、そういうものをしっかりとやっていくということは我々肝に銘じているところでございます。

○池田和貴副委員長 例えば、そんなに予算かからないと思いますけれども、J2のほか

のチームに対して熊本の情報を提供するか、そういったことぐらいはすると、日本全国からこう来てくださる方がいるわけですから、不案内の人たちのための情報提供を先にするとか、それぐらいは大した手間もかからないでしょうから、そういうことぐらいはしてもいいんじゃないかと思うんですね。

特に、去年の11月のNHKの番組、潮谷知事も出られて、各県、新幹線の話が出てましたけれども、その中で、鹿児島県の流通経済研究所の人が、熊本県での一番大きな出来事は、何かと言われたときに、ロアツソのJ2昇格だというふうに鹿児島県のそういう人たちが言ったぐらい、ない他県から比べると、非常にやっぱり大きなものなんだろうというふうに私は思うんですね。

特に、今J2になりますと、福岡、佐賀、熊本、本当にこの新幹線の縦線のところに3県こう並んでいるわけですね。この辺の九州ダービーをどういうふうにしていくのか、もちろんJ1に上がったときどうするのかですね、そういうことも1つ戦略の中で考えていく必要があるんじゃないかというふうに思いますので、苦しい答弁で大変でしょうが、よろしくをお願いします。

○守田観光物産総室長 今いいお話をいただきました。我々も今も対戦相手さんとかいろいろお話あるときは、きちんと観光パンフレット等、対応しております。それを、今先生御指摘のように、事前にそういうスケジュールを確認した上で、我々の方から、先制攻撃と言うとおかしゅうございますけれども、送りつけていくというような新しい方法もあるかと思っておりますので、その辺はしっかりちょっと勉強させていただきたいと思っております。

○松田三郎委員長 これでは質疑を終了させていただきます。

ただいまから、本委員会に付託されました議案第23号、第25号、第31号、第38号、第42号から第44号まで、第62号から第64号まで及び第85号について、一括して採決したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○松田三郎委員長 御異議なしと認め、一括して採決いたします。

議案第23号外10件について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○松田三郎委員長 御異議なしと認めます。よって、議案第23号外10件は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、閉会中の継続審査事件についてお諮りいたします。

議事次第に記載の事項について、閉会中も継続審査とすることを議長に申し出ることとしてよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○松田三郎委員長 御異議なしと認めます。それでは、そのように取り計らいます。

次に、その他の報告事項に入ります。

執行部から報告の申し出がっておりますので、まず、それぞれ担当課長から説明を受けた後、一括して質疑を受けたいと思います。

それでは、宮尾商工政策課長。順次報告をお願いいたします。

○宮尾商工政策課長 商工政策課でございます。

報告事項資料の1ページをお願いいたします。

商工観光労働部における平成20年度の行財政改革の取り組みについてでございます。

行財政改革の推進につきましては、平成17年2月に、平成17年度から平成21年度までの5カ年を計画期間とする県行財政改革基本方針を策定するとともに、この方針に沿って年度ごとの実施計画を策定し、改革に取り組

んでいるところでございます。

予算編成やそれから組織編成を通じて検討を行い、今回、平成20年度の実施計画を策定したところでございます。

県全体の取り組みにつきましては、総務常任委員会に報告されることとなっておりますが、財政対策特別委員会からの申し送りによりまして、実施計画に掲載されております商工観光労働部所管の行財政改革の主な取り組みにつきまして、私の方から一括して説明させていただきます。

1 ページでございますが、まず、1 番の行政改革でございます。

組織体制の見直しでございますが、産業支援体制の整備強化を図る観点から、平成19年7月に策定しました産業技術センター整備基本計画に基づき、技術支援拠点としての機能の充実を図ってまいります。また、熊本大学との連携協定に基づき、さらなる連携推進を図ってまいります。

2 ページをお願いいたします。

2 ページは、業務の見直しについてでございますが、県行政の守備範囲の見直しの一環で、職員住宅の見直しが行われておりますが、大阪事務所の職員住宅につきましては、借り上げ方式を含めまして、そのあり方について継続して検討するということとしております。

産業技術センターにおける研究につきましては、外部評価制度を実施し、さらなる研究の重点化を進めてまいります。

野外劇場アスペクタについてでございますが、平成20年度中に現在の指定管理者の指定期間経過後、22年度以降でございますが、これにおける施設運営方針を決定することとしております。

熊本高等技術訓練校で実施する公共職業訓練につきまして、従来の雇用対策という役割に加えまして、職業キャリア形成の支援及び地域産業施策に対応した人材育成の強化を図

ってまいることとしております。

その下の段、出資団体につきましては、県で策定しております県出資団体等に対する県の関与見直し実行計画に沿った見直しの実施とともに、県出資団体である財団法人くまもとテクノ財団への県の関与のあり方については、産業支援体制の整備・強化に係る基本構想を19年3月に策定しておりますが、こちらに基づき、企業のニーズに応じた経営支援が円滑に行われるよう、産業技術センターとの連携強化を図っていくこととしております。

3 ページでございますが、財政改革につきましては、まず、歳入構造の見直しとして、受益者負担の適正化の観点から、中小企業振興資金貸付金の滞納者に対し、面談による回収交渉及び資産、債権差し押さえ等の法的手続の実施等により取り組みを進めてまいることとしております。

新たな税外収入を確保するために、工業振興施策のための寄附金の募集を引き続き実施するとともに、平成20年度から、新たに、県観光総合サイトへのバナー広告の掲載や産業技術センターにおきまして、外部資金を活用した受託研究制度を実施することとしております。

2 の財政改革、歳出構造の見直しでございますが、歳出構造の見直しにつきましては、限られた財源を有効に活用するため、費用対効果の観点から、一般行政経費の見直しを行っておりますが、その一環として、商工会、商工会議所、商工会連合会の経営指導員等につきまして、平成17年度に策定しました補助対象職員の新しい設置基準に基づき、商工会の補助対象職員の配置の見直しを着実に進めてまいります。

また、あわせて、商工会合併や広域連携を進め、組織の効率化を進めることとしております。

4 ページでございます。

4 ページの財政改革で、地方税財源の拡充

でございます。

地方税財源の拡充につきましては、県行財政基盤の強化を図るために、1ページで御説明いたしました産業技術センター整備・強化の取り組みを進めてまいるとともに、立地企業の初期投資軽減というリース方式のメリットを生かして、分譲以外の選択肢を企業側に提言して、一層の企業誘致を図ることとしております。

最後に、商工観光労働部における平成20年度の行財政改革の主な取り組みにつきましては以上でございますが、県の厳しい財政状況を十分に認識しまして、常に改革の視点を持って、引き続き行財政改革の取り組みの強化を図ってまいりたいと考えておるところでございます。

以上が行財政改革の報告でございます。

続きまして、5ページをお願いいたします。

5ページが、上海物産展・商談会の実施報告でございます。

物産展、商談会の事業概要につきましては、囲みで記載しておりますとおりでございまして、さきの12月議会で報告させていただきましたので、省略させていただきます。

1の物産展でございます。

物産展の結果でございますが、来場者及び売り上げ等ということで、来場者が会期7日間で約25万人ということで、これは百貨店の推計でございます。ただし、会場がデパートの地下と、地下食品売り場の一角ということでございますので、この数字がストレートにこの物産展ということではございません。あらかじめお断りいたします。

売り上げが7万8,325円、日本円換算で120万円ほどでございます。

関係者の評価というものを付けております。

百貨店、それから輸入業者である石橋水産、それから参加企業について聞き取りをしております。全般的にはおおむね好評ということ

でございます。

その他、報道関係取材も「九州」を冠した、九州と銘打った事業でございまして、非常に現地でも、取材、それから各県への配信といったものもございまして、高い関心があったと考えております。それから、同時に消費者アンケートも実施しております。こちらの方は現在集計、分析を行っておるところでございますが、参加企業へ今後提供していきたいと考えております。

商談会につきましては、参加企業が、中国側が23社、九州は17社ということでございます。2日間で93件の商談会を実施しております。

6ページをお願いいたします。

その中で、即日成約と申しますか、成約したものが4件、半年以内に成約が見込めるものが8件ということでございます。こちらの方も関係者の評価を記載しておりますが、全体としては好評であったわけですが、やはり実施方法等改善すべき点も幾つか挙げられております。

3番で、総括としております。

効果、成果でございますが、初めて「九州」という形で実施して、九州地域をPRする機会になったのではないかと考えております。

右側に写真をつけておりますが、今回、九州9県でございまして、すべて都道府県名はつけませんで、全部「九州」一本で統一しております。そういった形で九州地域をPRしたということでございます。

物産展につきましては、各県から募集したため、多種類の品ぞろえができたということでございます。事業を進めるに当たりまして、各県の上海事務所と情報共有、交換し、上海に関する連携強化体制というものができ上がったということでございます。本県にとりましては、幹事県として、輸出関連、海外取引の業務に直接携わることができまして、今後の海外事業にノウハウを蓄積できたというこ

とでございます。

今後の課題ということで書いておりますが、上海から最も近い九州ということではあったんですが、やはりまだ九州としては印象が希薄であったという感じを受けております。九州各県の中でも、海外事業への取り組みに濃淡があって、レベルにもやはり差があったということでございます。企業側につきましても、海外貿易についての知識、認識というものに差があるため、今後はちょっと事前に、海外情報の提供でありますとか、貿易に関する啓発活動といったものが必要ではないかというふうなことを考えております。

そして、最後に、九州各県のバランスへの配慮、どうしても九州一本といたしても、各県への配慮が必要になることから、細かい点での合意、調整に時間がかかったというふうなことが課題でございます。

今後の展開ということでございますが、九州地方知事会の政策連合事業として初めて実施したわけでございますが、数的には一定の成果が見られたと考えておりますが、目的の一つであります九州としての認知度の向上のためには、今後とも何らかの継続的な取り組みが必要であると考えております。

今回の成果と課題について九州貿易振興協議会で議論を行いまして、今後の事業展開に活用していきたいと考えております。

本県に関しましても、今回の事業で得たノウハウと人的ネットワークを活用いたしまして、本県の中小企業の海外事業展開の支援に活用していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○藤好経営金融課長 資料の8ページをお願いいたします。

原油価格高騰に係る金融支援についてでございます。

まず、1の概要でございますが、長引く原

油高騰の影響を受けております中小企業者への支援を強化するために、今回は、金融円滑化特別資金におきまして、石油製品のコスト上昇分を販売価格に転嫁できていないなどの一定の要件を満たす事業者を新たに融資対象として追加をするというものでございます。

これは、金融円滑化特別資金の中の「様々な外部環境の変化により経営が悪化している中小企業者」項目でございますけれども、これを適用していこうということでございまして、具体的な、どういうふうな対象者とするかということですが、2番目でございます。

要件を定めております。国が指定しております業況悪化業種、不況業種で、次の3点ほどを満たす事業者としております。

まず1点目が、原油等の仕入れ単価が前年同月より10%以上上昇していると、それと2点目、原油等の仕入れ価格が売上原価の10%以上を占めていると、3点目、原油等の仕入れ価格の上昇を製品等の価格に転嫁できていないというふうな要件を挙げております。実はこれは、国が定めておりますセーフティーネット保証、これと要件の構造は同じでございます。ただ、セーフティーネット保証の方が、今申し上げました①と②で10%のところをセーフティーネット保証は20%という形になっております。したがって、今回、県の方での取り組みの中では、セーフティーネット保証の要件の20%を10%に緩和して追加をするというものでございます。

融資条件、3番でございます。

金融円滑化特別資金の融資要件でもありまして、運転資金を対象として融資をするということでございます。

4の取扱期間でございますが、当面の措置といたしまして、3月3日、来週から6月30日までを予定しております。

一番下の参考でございますけれども、金融円滑化特別資金、一番下の欄の前年同月比ということで、14%ほど今1月末で実績として

上がっておりまして、このうち、セーフティーネット保証分、業況悪化業種対応分でございますが、セーフティーネット保証の一つの要件に売り上げ減少の分もございまして、これが前年同月比で6割増しぐらいになっております、実績として。ただこれは、売り上げ減少の要件に基づくものでございまして、さっき言いました原油高騰に基づきますセーフティーネット保証の要件ではまだ実績がございません。

そういうこともありまして、今回、県の方で10%、半分に、20%を10%に要件を緩和して適用して、そこら辺の原油高騰に影響を受ける企業等へ、そこら辺を対象としていきましようということにしたものでございます。

以上でございます。

○守田観光物産総室長 御報告、9ページ、10ページ、長目の紙を入れております。

新・観光パートナーシップアクションプランにつきましては、前回の委員会におきまして、現行のアクションプランの中間総括や次期アクションプランに向けた課題と方向性について御報告をいたしたところでございます。

また、次の10ページの熊本県物産振興戦略につきましても、前回の委員会において、策定の目的や計画期間等の基本的なフレームとインターネット調査等の結果について御報告をしております。その後開催をいたしました審議会や検討委員会での検討を踏まえまして、現時点での構成案として整理をいたしましたのが報告をいたしておりますお手元の資料でございます。

本来でございますと、この2つの計画は、本年度中に策定することとし、作業を進めてまいりましたが、4月に新知事が就任されることから、新知事のマニフェストや意向を踏まえるとともに、今回報告をいたしております構成内容等で、新知事に説明を行った上で

最終的な策定作業を改めて進めることといたしております。

このことから、当委員会には、新年度、改めて御報告をさせていただきたいと思っております。

御報告でございます。

○中園総務経営課長 資料の11ページをお願いします。

企業局における平成20年度の行財政改革の取り組みについて御報告申し上げます。

企業会計・特別会計の見直しに係るものとして、第2期の企業局経営基本計画の取り組みを実施することにより、企業局における経営基盤を強化し、効率的な事業運営を推進いたします。

20年度の主な取り組みとしましては、総務経営課を5班1室体制から4班へ、工務課を3係体制から2係1室へ改編し、職員数を74人から5人削減し、69人で運営に当たることといたしております。

企業局の取り組みは以上のとおりでございます。

○松田三郎委員長 以上で説明が終わりましたので、質疑を受けたいと思いますが、質疑はございませんか。

○鬼海洋一委員 上海の物産展の状況についてお聞かせいただきました。私も、これが終わった後、24日の日にこの久光百貨店に行きまして、どぎゃんだったかなというふうに思いをしながら見せていただきましたが、そこにいる方々のお話を聞きますと、非常ににぎわったということをお聞きいたしまして、よかったなというふうに思いました。

今報告をいただきましたが、じゃあこれを、今回九州やってみて、次にどういふぐあいに展開をする、これをきっかけにどういふぐあいに展開するかというのが今話の中でも余り

出てこなかったように思っておりますが、特にこの中で、先ほど予算も見せてもらいましたけれども、上海のアドバイザーですかね、この設置、現状でいいのかどうかということを含めまして、先般の一般質問の中でも申し上げたわけでありましたが、今後主要な中国における拠点を確立していく上で、今回のこの取り組みをどういうぐあいに総括されたのか、今後に対する発展をどういうぐあいにされていくかという、簡単にいいですから、ぜひその点を6月に生かしていただきたいという思いで質問します。

○宮尾商工政策課長 ただいま今後の展開にどう生かすかという御質問をちょうだいいたしました。

この事業自体は、前回も説明いたしましたとおり、基本的には九州地方知事会の政策連合事業で、九州貿易振興協議会でやって、各県と一緒にやった事業でございます。もちろん、先ほども御説明しましたとおり、やはり九州を売り込む、九州地域としてPRしていくためには今後とも継続的にやっていくことが必要だろうと思っております、九州貿易振興協議会の中では、そういう方向で今議論を進めておるところでございます。

そして、一方、本県にとりましては、鬼海委員御指摘のとおり、やはりこの事業をどう生かすかという話でございますが、今回、私も初めて一貫して、貿易見本市に出展するという形じゃなくて、実際マーケットに販売するという意味では初めてやったという形でございます。

御案内のとおり、本県も、今回含めまして3年続けて上海には2回見本市をやっておりまして、今回初めてこういう形でやっているわけですが、非常に上海につきましてはかなりの、かなりかどうかわかりませんが、ある程度のネットワークができたのかなと考えております。

したがって、県の今の重点施策では、東アジアへの経済交流の活性化ということでございますが、今回のこのノウハウというものを、あるいは人的ネットワークというものをまた生かして、上海あたりも今後海外事業に生かしていきたいというふうに考えているところでございます。

○城下広作委員 ちょっと関連で、済みません。ちょっと鬼海先生の話聞いてなかったもんですから、ちょっとダブるかもしれませんが、これは九州全体で売り込んだから、各県とか各商品とか別にどうじゃないというんですけれども、大体品目だけでも、どういのが成約に結びついたか、傾向性だけちょっとわかるなら、ちょっとそこを教えてくださいなと思って。どういう品目が受け入れやすいのかなと、ちょっと参考のために確認したいと思います。

○宮尾商工政策課長 資料の5ページの売り上げの下に書いておりますが、やはり練り物、それからお菓子、みそ類、すぐ食べられる物というのは意外と売れたと。あと、それからモズクですね。ただ、みそ類なんかそうなんですが、食べ方を教えてやらないといけないものは、どうしても試飲とか何とか、試食とか、そういったものを持ち込むと結構好評だったと。ですから、ちょっと断定的に申し上げるわけにはまいりませんが、調味料とか、何かちょっとまた加工に使うというやつはなかなか難しかったというような話です。

成約しているところは、ちょっとこの場では申し上げられないんで、また別途御報告させていただきたいと思っておりますが、やはりお菓子類の関係が多かったということでございます。

○城下広作委員 それで、これは考え方の違いなんでしょうけれども、最初のPRの場だ

ったから、売り上げが日本円で120万、実際目標にも4割ぐらい高かったということは、かなり目標は低かったと。だけど、普通は上海というと、どちらかという中国でも富裕層、またましてや百貨店、意外と日本でも催事でこんくらいの値段なら、すぐ会社はつぶれますもんね、大体。大体普通のテキ屋さんだって、一介の店舗で何十万で売り上げるようなパターンであれだから、全然私ちょっと感覚違ったんですけれども。最初だから、とにかく知ってもらおうという形の部分だから、あんまり数字というのは高くなかったのかなと思うんですけれども、やっぱり直売、そこでよかったらすぐ買おうという衝動買いというのはあんまりあちらの人には逆になかったのかなというふうな、その辺の雰囲気はちょっとわかれば。

○宮尾商工政策課長 価格的には、大体もう価格の勝負は、はっきり言って全然できません。日本の商品と同じもので大体3分の1から4分の1の価格です。ですから、例えば牛乳、200円ほどのレトルトのパックがあるわけですが、恐らく向こう側の人にとっては、それはもう700~800円の牛乳という感覚でございます。大体給与の感覚から行くとかなり差がございますので、この120万円、7万8,000円が高いか安いかわという話でございますが、この4割以上の売り上げというのは、ここの委託販売したところが、私どもが目標としたのではなくて、この石橋水産が大体これぐらいだろうということで、4割以上の売り上げということは大体6万円であるとか、70~80万円ぐらいじゃないかというのをこの業者の方が設定して、私どもが聞き取りしたときに4割以上、大体自分たちが考えた4割以上の売り上げでしたということで報告したところなんです。本当は、本来でいえば、こちらの方でも売り上げ目標とかそういったものを設定できればよかったんでしょうけれど

も、ちょっと今回の場合、まだそこまでできてなかったということでございます。

○城下広作委員 鬼海先生と一緒に、次のいろいろな機会、あと、こういうのでちょっといろいろ。

○鬼海洋一委員 誤解がないように、リアルにもう少し報告しますと、とにかく北海道から沖縄までやたら同じようなものがあそこに陳列されているんですよ。だから、もちろんおっしゃったように、どこをターゲットにするのかと、富裕層をターゲットとしてどうするかということを考えないと、一般の通常の顧客を対象とするものとしては、恐らく商談が成立していくということにはならないのではないかというふうに思いながら、とにかくやってみてよかったわけで、そこで経験したものをどう生かすかということのためにも、踏み出さなければ何にも出てこぬわけですから、そういう意味で評価をしたいというふうに思ってます。しかし将来においては、よほど考えるべきものがあつたんじゃないかというふうに思ってます。

○松田三郎委員長 ただいまの報告につきまして、これで質疑を終了いたします。

最後に、その他を用意しておりますが、委員の先生方から何かございませんか。

○鬼海洋一委員 最後に1つ。きょうの議題と関係ありませんが、ずっときょう拝見いたしますと、女性は1人ですよ。県政の女性登用という意味では——あ、おっ、2人。ちょっと陰に隠れて見えぬもんですから。やっぱりこの状況は少し、これはもうただ単に総務部人事課の話だけではなくて、それぞれの部としても、これで、そういう育成をしていく課題が特にきょうお座りの幹部の皆さん方にあるんじゃないかというふうに思いました

から、最後に一言だけ申し上げておきたいと思います。

○松田三郎委員長 答弁要りませんか。

○鬼海洋一委員 いや、いいです。

○松田三郎委員長 ほかにございませんか。

ないようでございますので、これをもちまして本日の委員会を閉会いたします。

午後2時55分閉会

○松田三郎委員長 なお、本年度最後の委員会でございますので、一言ごあいさつを申し上げたいと思います。

1年間、皆様大変お世話になりました。

昨年の6月の委員会で申し上げたかと思いますが、実は私、5～6年前、初めて副委員長をさせていただいたのがこの経済委員会でございました。当時は、船田直大委員長のもとで大変鍛われたのを覚えております。恐らくその年に、企業局に関しますと、潮谷知事が荒瀬ダムの撤去を議会で答弁なさった年か、その翌年直後ぐらいだったと記憶しておりますし、また、労働委員会も当時は地方労働委員会とまだ言っていたころでございました。商工につきましても、当時の数字で、例えば有効求人倍率でありますとか失業率、かなり最低のときでございましたので、それからすると、そういった指標というものは今少なからずこの改善の傾向が見られる。とはいえ、県内の大多数を占めます中小企業等にとりましては、どうも都市部と違ってまだまだ大変厳しい、よくなっている実感がないというような話もまだまだ聞きますので、これからの特に商工観光労働部におかれましては、私が口で言うのは簡単でございますが、国でできないきめ細やかな政策、予算というものをとことん追求していただきたい。

そういう意味で、ある意味では総花的にな

らざるを得ない部分も確かにあろうかと思えます。ただ、世間一般で言われているように、こういう財政の状況でございますので、そうは言いながら、極力、めり張りといえますか、選択と集中というのも片方でしっかり追求をしていただきたい。

そのような意味では、我々も、企業を取り巻く環境、あるいは熊本県を取り巻く環境が、数年前よりも数段外的要因あるいは内部的な要因含めて複雑になっておりますので、来年度の委員会におきましては、どういった方が残られ、どういった方がかわられるかまだわかりませんが、どうか執行部の皆さんも、そして委員の先生方も、前向きにいろいろ勉強していただいて、より熊本県づくりに御協力をいただければと、この場をかりまして皆様をお願いを申し上げたいと思います。

最後になりますが、この1年間、ふつつかな委員長を支えていただきました副委員長初め、委員の先生方、そして執行部の皆様に心より感謝を申し上げまして、私のあいさつとさせていただきます。

1年間まことにお世話になりました。ありがとうございました。(拍手)

それでは、一応書いてありますので、池田副委員長からごあいさつ願います。

○池田和貴副委員長 最後でございますので、ごあいさつの機会を委員長の方から御指名いただきました。一言お礼を申し上げたいと思います。

本当に委員の先生方には、松田委員長のサポートをしながら、先生方の御指導を受けました。大変ありがとうございました。また、執行部の皆さん方にも、御丁寧な答弁、また真摯な取り組みをしていただきましてまことにありがとうございました。

松田委員長と2人で商工観光労働部が所管をする各部署を回らせていただきましたが、非常にいい勉強、外から見ると、今熊本は企

業立地の面では勝ち組というふうに位置づけられているわけですが、この委員会の席では、そういったお褒めの言葉もなく、耐えられていらっしゃいました。皆様方、大変だったとは思いますが、今後とも、これがすそ野に広がっていけるように、ぜひともまた今以上の御尽力をお願い申し上げまして、私の最後のごあいさつとさせていただきます。

ありがとうございました。お世話になりました。(拍手)

○松田三郎委員長 以上をもちまして第5回の経済常任委員会を終了いたします。

どうもありがとうございました。

午後3時0分

熊本県議会委員会条例第29条の規定によりここに署名する

経済常任委員会委員長